



総務省

論点整理（案）

（公正競争WG）

令和 6 年 6 月 24 日
事務局

目次

公正競争の確保に関する制度等の概要	2
【論点1】 公正競争の確保に関する基本的考え方	5
【論点2】 NTT東西の通信インフラの在り方	
論点2-1 NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤、電気通信設備の在り方	10
論点2-2 NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方	11
論点2-3 NTT東西の分離の在り方	11
【論点3】 NTT東西等の業務の在り方	
論点3-1 NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方	20
論点3-2 NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方	20
論点3-3 NTT持株による事業の実施の在り方	21
【論点4】 NTTグループに関する公正競争の確保の在り方	
論点4-1 NTTに対する累次の公正競争条件の在り方	32
論点4-2 電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方	32
【論点5】 電気通信事業分野におけるその他の公正競争ルール等の在り方	
論点5-1 ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方	40
論点5-2 線路敷設基盤の開放の促進等の在り方	42
論点5-3 市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方	43

公正競争の確保に関する制度等の概要① ー総論

- ① 電気通信事業は、**高い公共性、自然独占性**等の特性があり、市場原理に全てを委ねた場合には、寡占化・独占化による利用者料金の高止まり、サービス品質の低下等の課題が生じることから、**公正競争を確保するための措置**を講じ、事業者間の活発な競争を実現することで、**高度で多様なサービス**がより**低廉かつ良質**なものとして**普遍的、安定的**に提供されるようにする必要がある。
- ② **NTT**は、電電公社時代に**全国津々浦々に整備された線路敷設基盤**を承継し、また、その上に設置された**電気通信設備**（固定アクセス回線）**について高いシェア**を有しており、これらを用いて**電気通信サービスを提供**していることを踏まえ、NTTを中心とした電気通信事業者に対し、**構造規制と行為規制**が課されてきた。
- ③ 具体的には、**電気通信事業法**では、アクセス回線のボトルネック性等に着目して、**ネットワークの開放ルール**や**禁止行為規制**等が、**NTT法**では、NTTの公益性や、巨大性・独占性に着目して、**NTT持株・NTT東西の業務範囲**等が定められ、これらが**両輪**となって**公正競争が確保**されてきた。

公正競争の確保に関する制度等の概要② ―NTT法等について

- ① 電電公社の民営化（1985年）当初、NTTは、**国内電気通信事業**を営む株式会社として設立されたが、その**巨大性・独占性**や**市場構造の特性**等を踏まえ、**各種事業**（データ通信、移動通信等）の**グループ内での分離**や**会社の再編成**が行われ、その際、当該**巨大性・独占性の弊害の排除**や、**経営の向上を図ること等の観点**から、分離される**グループ内の事業者と他事業者との間の公平性等を確保**するための**種々の条件**（NTTに対する累次の公正競争条件※）が課されている。

※ ・NTT東西によるネットワークの公平な提供 ・各種取引条件等の公平性の確保 ・在籍出向及び役員兼任の禁止 ・独立した営業部門の設置
・顧客情報その他の情報の公平な提供 ・共同資材調達の扱い ・研究開発成果の公平な開示等

- ② **NTT再編成**（1999年）では、地域通信と長距離通信の区分が公正競争の促進を図る上で重要であったことに鑑み、NTTは、**NTT持株**（持株機能と基盤的研究）の下に、**NTT東西**（**地域電気通信事業**。線路敷設基盤及び固定アクセス回線を保有する部門（**アクセス部門**）とサービスを提供する部門等を保有）と**NTTコミュニケーションズ**（**長距離通信事業等**）を**分割する形で再編成**された。
- ③ その際、**地域通信事業を営む会社**は、地域通信市場において「設備競争」（電気通信設備を自ら設置する事業者同士の競争）が進展していない状況等を踏まえ、**比較競争**（コスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性の排除）や**直接競争**（相互参入し得る市場構造にすることによるそれぞれの地域における独占性の弊害の抑止）の観点から**NTT東西に分割**された。
- ④ **NTT持株**は、**NTT東西の株式の総数の保有・株主権の行使、基盤的技術の研究を本来業務**とする会社とされ、本来業務のほかは、「**目的達成業務**」のみを**事前届出**によって営むことができることとされている。
- ⑤ **NTT東西**は、それぞれ東日本・西日本地域における**県内に閉じる通信**（**県内通信**）を**本来業務**（**地域電気通信業務**）とする会社とされ、本来業務のほかは、「**活用業務**」（本来業務や公正競争に支障のない範囲内で本来業務のための設備・技術・職員を活用して行う業務）、「**目的達成業務**」（NTT東西の目的を達成するために必要な業務）、「**業務区域外の地域電気通信業務**」（本来業務の業務区域外（NTT東日本であれば西日本地域）において自己設備を用いて行う地域電気通信業務）を**事前届出**によって営むことができることとされている。
- ※ 本来業務を**県内通信に限定する業務範囲規制**により、県をまたぐことが想定される**移動通信事業やISP事業等を営むことは禁止**されている。
- ⑥ また、NTT東西は、サービスの適切かつ安定的な提供の確保の観点から、本来業務について原則として自己設備を用いて行わなければならないとする「**自己設置要件**」が課されるとともに、サービス提供の基礎となる**重要な電気通信設備**（電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備）の**譲渡等について認可が必要**とされている。

公正競争の確保に関する制度等の概要③ 一電気通信事業法について

- ① **電気通信事業法**では、公正競争を確保するため、**ネットワークの開放ルール**や**禁止行為規制**等が定められているほか、**線路等敷設の円滑化に関する制度**や、電気通信事業一般の**業務等に関する規律**が設けられている。

(ネットワークの開放ルール等)

- ② **他事業者のネットワークの利用方法**には、主に「**接続**」と「**卸役務**」が存在し、以下のとおり、「**接続**」の方が厳格に規律されている。

・**接 続**：一種指定事業者（固定：アクセス回線シェア50%超の者）又は二種指定事業者（移動：端末シェア10%超の者）は、その設備（指定設備）と接続する際の料金※・条件について**接続約款を作成した上で、認可**（固定）又は**届出**（移動）等が必要。

※ メタル固定電話では、**LRIC方式**（非効率性を排除するため仮想的なモデルに基づき費用算定する方法）により最も厳格に接続料を算定

・**卸役務**：**相対契約が基本**であり約款規制はないが、一種・二種指定事業者は、**指定設備を用いる卸役務を提供する場合は届出**をするとともに、競争上影響が少ない卸役務を除き、相手方の求めに応じ、**料金算定方法等の情報提示**が必要。

- ③ また、指定設備に起因する**市場支配力の濫用の防止**の観点から、**一種指定事業者、及び二種指定事業者のうち収益シェアの高い者**に対して、不当な競争を引き起こすおそれのある行為を類型化してあらかじめ禁止する**禁止行為規制**等が課されている。

(線路等敷設の円滑化に関する制度)

- ④ 電柱・管路等の線路敷設基盤は、電気通信設備を設置するために必要であるため、「**公益事業者の電柱・管路等の使用に関するガイドライン**」が定められ、電柱・管路等の**公平な提供等の原則**が規定されている。

- ⑤ また、電気通信事業者による線路や鉄塔等の設置の円滑化のため、**電気通信事業者が認定を受ければ、簡易な手続で他人の土地等の使用権の設定を受けることができる（公益事業特権）制度**が設けられている。

(業務等に関する規律)

- ⑥ 現行の電気通信事業法は、制定当時に主であった**固定電話が、回線設備を設置する者の間で設備を接続し通信を媒介する形態で提供されるサービス**であったことに起因して、**回線設備の設置や通信の媒介をする者に着目した規律**の構造となっている。

- ⑦ このような中、メタル固定電話は、NTTが独占的なシェアを有し、利用者の利益に及ぼす影響が大きいため、料金の**プライスキャップ規制**（上限価格規制）等が設けられており、また、**電報事業**には、**契約約款・料金の認可や事業廃止の許可等**が課されている。

論点案の一覧

（基本的考え方①－「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進）

- ① 電気通信分野の公正競争の確保に当たっては、以下の考え方を基本としてはどうか。
- A) 通信サービスは、国民生活や経済活動の基幹インフラであり、利用者のニーズに応じて「㊦サービスの多様化・高度化・低廉化」を図るとともに、技術の進展に応じて「㊧ネットワークの高度化」を図ることが重要。
 - B) ㊦・㊧の実現は、「サービス競争」（㊦に関する競争）と「設備競争」（㊧に関する競争）が事業者間で活発に行われることによって図られることが必要。
 - C) しかし、電気通信事業は高い公共性や自然独占性といった特性を有していること、また、NTTは全国津々浦々に電電公社から承継した電柱・管路等の線路敷設基盤を有していることに鑑み、市場原理のみに委ねては公正な競争（「競争条件の公正」と「競争行為の公正」）の確保が困難な場合は、構造規制及び行為規制を課すことが必要。
 - D) これにより、「サービス競争」と「設備競争」を促進し、「㊦サービスの多様化・高度化・低廉化」と「㊧ネットワークの高度化」を実現。

（基本的考え方②－公正競争を確保するための検証の制度的担保）

- ② 公正競争を確保するためには、透明性をもって規制の遵守状況や市場環境を不断に検証し、市場環境の変化を踏まえて、規制の内容はもとより事前・事後規制といった手法を含む規制の在り方について、必要に応じて見直していくことが不可欠であることから、検証の透明性の一層の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性の確保のため、検証の枠組みを法的に位置付けることが必要との意見が多かったが、どう考えるか。

論点（案）

（基本的考え方①－「構造規制」と「行為規制」による「サービス競争」と「設備競争」の促進）

① 電気通信分野の公正競争の確保に当たっては、以下の考え方を基本としてはどうか。

- A) 通信サービスは、国民生活や経済活動の基幹インフラであり、利用者のニーズに応じて「㊦サービスの多様化・高度化・低廉化」を図るとともに、技術の進展に応じて「㊧ネットワークの高度化」を図ることが重要。
- B) ㊦・㊧の実現は、「サービス競争」（㊦に関する競争）と「設備競争」（㊧に関する競争）が事業者間で活発に行われることによって図られることが必要。
- C) しかし、電気通信事業は高い公共性や自然独占性といった特性を有していること、また、NTTは全国津々浦々に電電公社から承継した電柱・管路等の線路敷設基盤を有していることに鑑み、市場原理のみに委ねては公正な競争（「競争条件の公正」と「競争行為の公正」）の確保が困難な場合は、構造規制及び行為規制を課すことが必要。
- D) これにより、「サービス競争」と「設備競争」を促進し、「㊦サービスの多様化・高度化・低廉化」と「㊧ネットワークの高度化」を実現。

【構成員からの主な意見】

- 電気通信事業分野における公正競争の確保のためには、構造と行為の公正の両面が必要であることから、NTT法と電気通信事業法によって構造と行為の両面から規律しており、特に構造の公正が重要であるため、今後もNTTに対する何らかの構造規制が必要。また、通信市場は、サービス競争のみならず設備競争が重要であり、NTTは通信事業に不可欠な線路敷設基盤を今後も保持することなどが必要である。（林構成員）
- 林構成員の意見について、競争条件の公正と競争行為の公正や、構造規制と行為規制が電気通信市場における競争政策の両輪という整理は、全面的に賛同。（西村（暢）構成員）
- 林構成員の意見に賛成。競争の在り方は、短期的・限定的な効果を狙うのではなく、中長期的に国民に良い影響を与えるものになるよう検討すべき。また、経営の非効率や資源の死蔵が規制によって引き起こされないよう、NTTの資源を公正競争の確保と背反しない形で利活用できるようにすべき。（高橋構成員）
- 林構成員の意見のうち、改革の方向性に非常に共感。（大谷構成員）
- 電気通信事業法とNTT法が両輪となって公正な競争の確保が図られていることを踏まえ、変更すべき規律や維持すべき規律、消費者への影響について議論したい。（西村（真）構成員）
- 公正競争の確保の観点から、特別な資産を保有するNTTについて規律するNTT法の廃止は現実的ではない。他方、グループ全体として間接部門が重複することでコスト高になっていることをNTTが示すことができるのであれば、改善するような改正等何らかの対応が必要ではないか。（高橋構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **国民の利便性の向上と国際競争力等の強化を目的**として議論することが重要。引き続きNTT東西は、**事業法等の法令・ルールを遵守**し、他事業者に対して**公平にネットワークの提供等を行う**。NTT東西は将来にわたって日本の情報通信インフラを支えていくことが重要であり、抜本的なコスト改革や新たな成長を実現し、安定的なネットワーク基盤の運営だけでなく、将来のネットワーク高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要。その実現に向けて、**東西統合等の効率化、業務範囲規制の見直し等、事業の自由度を確保**し、サステナブルな企業へ変革していきたい。（NTT）
- これまで、構造規制と非構造規制との両輪で公正な競争環境が確保されてきた。サービス提供に必要な電気通信設備は変化しているが、**NTTが保有する電信電話公社時代に国民負担でつくられた「特別な資産」の不可欠性や競争優位性は不変であり、重要性は高まっている**。これらを踏まえ、NTT持株やNTT東西に対して事業領域に制限をかけるため特殊法人としてNTT法で規律されており、**NTTが「特別な資産」を保有し続ける以上、NTT法による特殊会社としての規律は必要**。特殊会社としての責務を放棄する場合は、NTT東西の「特別な資産」と資本的につながりをもつNTT持株を廃止した上でNTTドコモやNTTデータ等の完全資本分離も含めて検討が必要。（KDDI）
- 我が国における安定的な電気通信の提供・**公正競争の確保は、電気通信事業法とNTT法の両輪で機能**しており、双方を対象とした通信政策の見直しは極めて重要な政策課題。「2025年を目途にNTT法を廃止」といったあらかじめ法形式を定めた上での議論ではなく、国益や国民の声を反映しつつ時代に即した規律や法形式の在り方を検討することが適切。今後の議論についてはNTT法や事業法の維持強化が基本線。（ソフトバンク）
- 公正・公平な市場競争環境に、新規参入事業者が参入できる環境こそが新しく、低廉なサービスを生み、ひいては国民の利益につながる。**全ての事業者の通信サービス基盤ともいえる「特別な資産」が、引き続き公平に提供されることが、新規参入事業者を含めた公正競争確保のために不可欠**である。（楽天モバイル）

論点（案）

（基本的考え方②－公正競争を確保するための検証の制度的担保）

- ② 公正競争を確保するためには、**透明性をもって規制の遵守状況や市場環境を不断に検証し、市場環境の変化を踏まえて、規制の内容はもとより事前・事後規制といった手法を含む規制の在り方について、必要に応じて見直していくことが不可欠**であることから、検証の透明性の一層の確保や、検証及びその結果を踏まえた措置の実効性の確保のため、**検証の枠組みを法的に位置付けることが必要**との意見が多かったが、**どう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 累次の公正競争条件等、**公正競争の確保に関する措置の「検証」**について、機能強化のためにも**検証の場や検証の具体的な手法や内容**について、**法定化**が考えられるのではないか。（西村（暢）構成員）
- **活用業務の公正競争要件**を検討する際には、事前規制ではなくて**事後チェック型に転換**して、市場検証会議等で都度都度に**競争評価をしてモニタリング**してはどうか。（林構成員）
- **累次の公正競争条件**について、公平性の確保と関係しており、そのための規制や**状況評価**が必要。（西村（暢）構成員）
- 西村（暢）構成員の意見に賛同。**グループ内再編の審査**は、公正競争の確保のために重要であり、**事後的な是正は困難**であるため、**事前審査を明確化**して実施すべき。（大谷構成員）
- 公正競争の確保の基本的な考え方は、**事前規制ではなく事後規制**であり、**遅滞なく検証しながら問題があれば対応**するという姿勢が重要。（大橋主査代理）

【事業者等からの主な意見】

- 事後的に市場の競争状況を検証するに当たっては、農業などの非電気通信市場は、全く検証する必要がないというわけではなく、そのような市場であっても検証は必要。ただし、どのような場で、どのような仕組みに基づいて、誰が検証するかは市場によって異なり、一元的にどこかの期間に区切って検証を行うことは困難であると考えられるため、フィージビリティを含め事後的に検証する仕組みを別途議論すべき。（NTT）
- **行為規制について事後検証にすることはあり得るが**、合併や事業の統合等を禁止するといった**構造的な話は事後的な是正が困難**であり、**事前/事後規制と行為/構造規制の関係は丁寧に議論**すべき。（KDDI）
- **累次の公正競争条件の検証の場**としては、**検証結果に基づきNTTグループに対して実効的な措置を講じられる場**であることが必要。仮に、**電気通信市場検証会議を活用する場合は**、実効性のある検証や措置を求めることが可能なよう、**会議の位置付けを改める必要**。**検証の手法**については、法令遵守措置にかかる**報告の範囲を適切に定めた上で**、その報告の**粒度を検証可能な単位に細かくし**、第三者機関による**外部監査も検討**すべき。（ソフトバンク）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- **公正な競争環境の確保**のためには、競争への影響についての**定期的な検証を行う等の取組が必要**であり、総務省による審査や検証などの**事前・事後措置**を講じることが不可欠。（テレサ協）
- **累次の公正競争条件**は、**検証会議のような会議体**により、総務省及び有識者からなる構成員及び関係事業者からなるオブザーバーにより年 1 回以上の**定期的な検証**を行うとともに、対象となる事象が生じる可能性のある際は、NTTグループから総務省への事前の報告を義務化し、適宜検証が行われるべき。（JAIPA）
- **累次の公正競争条件**については、**現行の市場検証会議の枠組みにおいて**、それぞれ公平性が保たれているかをNTT及び他事業者への定期的なヒアリングを行い、**検証**することが適当。また、公正競争の確保上問題点が見つかった場合は、**市場検証会議の結果や改善に強制力を持たせるため、法定化**することが必要。（ケーブルテレビ連盟）

論点案の一覧① 【論点2-1】NTTが果たすべき役割とその線路敷設基盤、電気通信設備の在り方

（NTTが果たすべき役割）

- ① 設備競争は、電気通信設備を設置する事業者間の競争であり、電気通信設備の設置には、電柱・管路等の線路敷設基盤が必要不可欠である。線路敷設基盤については、**全国津々浦々に保有する通信事業者はNTTのみ**であり、他事業者は地域限定的で、今後他事業者が新たに全国的に構築することは困難であること、また、線路敷設基盤に一定の**開放ルール**（電柱・管路ガイドライン）はあるものの、電気通信設備の設置には相当の設備投資が必要となる中、NTTと他事業者では経営規模や事業エリアの格差が大きいこと等から、**設備競争には一定の限界**があり、それを補完する観点から、NTTが、**線路敷設基盤を維持・活用して電気通信設備を高度化することにより、高度で多様なサービスを提供する役割を果たしていくことが求められる**との意見が多かったところ、**どう考えるか。**

（NTT東西の線路敷設基盤の確保・維持）

- ② NTT東西の**線路敷設基盤の譲渡や担保等**については、電気通信設備の場合（☞重要設備譲渡認可の対象）と異なり、**特段規制が課されていない状況**にあるところ、NTT東西の線路敷設基盤は、全国津々浦々に設置され、その上に設置される設備はNTT東西だけでなく他事業者のサービスにも利用されているため、当該線路敷設基盤の**適切な維持は、我が国における通信の安定的な提供等の確保に極めて重要**であること、また、設備競争に一定の限界がある中で、**設備の高度化等を図る観点から当該線路敷設基盤の有効活用が重要**との意見があったこと、そして、そのような重要性を有する線路敷設基盤についてはその**譲渡等にルールが必要**との意見があったこと等を踏まえ、NTT東西の**線路敷設基盤に関する規律の在り方についてどう考えるか。**

（NTT東西の電気通信設備の確保・維持）

- ③ NTT東西の**電気通信設備**については、我が国における通信の安定的な提供を確保するため、その**設置・処分**に関し、**自己設置要件や重要設備譲渡認可**が設けられているが、自己設置要件については、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供を確保する観点も併せて考慮し、**他者設備（携帯電話網等）の利用が不採算地域に限定して認められている。**

これらに関して、NTTから、設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による**効率化を図れない**との意見があった一方、**構成員等からは、電気通信設備の高度化を図る役割が求められる中で自己設置要件は維持すべき**との意見が多かったこと、さらに、業務範囲規制の見直しに伴い、また、ユニバーサルサービスの効率的な提供を図る観点から**自己設置要件の例外追加も考えられること**等を踏まえ、**自己設置要件等の在り方についてどう考えるか。**

論点案の一覧② 【論点2-2】NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

- ① **NTT東西のアクセス部門の運営主体**について、「NTT東西が引き続き運営」する案に加えて、NTT東西からアクセス部門を分離する案として、「グループ内で別会社化」、「資本分離して国有化」、「資本分離して民営化」を検討したところ、以下の点等を踏まえ、**NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方についてどう考えるか。**
- 1) 競争事業者から、**NTTに対する構造規制が維持されない場合には、アクセス部門の資本分離が必要**といった意見が多数あったこと
 - 2) **アクセス部門を分離する案**には、構成員等から、以下の意見等を踏まえ、**費用対効果の観点から慎重な意見が多数**あったこと
 - A) **設備競争**の観点からは、設備の高度化やコスト効率化が確保されず**設備競争の後退**を懸念する意見
 - B) **サービス競争**の観点からは、ボトルネック設備等の利用の同等性の確保が一層徹底され**サービス競争に資する**との意見
 - C) **分離に伴うコスト**の観点からは、**イニシャルコストやランニングコストが多**大であるとの意見
 - D) **既存株主保護**の観点からは、**メリットや対価がないと、株主価値を毀損し株主利益に大きな影響を与える**との意見
 - 3) 上記を踏まえ、構成員からは、アクセス部門の分離の趣旨である**NTT東西と他事業者との間の同等性等が他の手段でどのように確保されるかを併せて検討**すべきとの意見が複数あったこと

論点案の一覧③ 【論点2-3】NTT東西の分離の在り方

- ① **NTT東西の分離**について、NTTからは、更なる事業成長や抜本的なコスト改革のために**統合が経営の選択肢となるよう見直す**べきとの意見があった一方、**構成員等**からは、東西統合によって規模の経済が働くことにより地域の設備事業者が淘汰され**設備競争が減退する懸念**や、**コスト構造の比較・検証のために東西分離を維持すべき**との意見が多かったところ、**東西分離の趣旨**（比較競争による非効率性の排除等）、NTT東西の**接続料・卸料金等の差異の状況**、東西統合が**設備競争やサービス競争に与える影響**、**NTT東西の経営状況**、事業成長やコスト改革のために**他に採り得る手段等**を踏まえ、**NTT東西の分離の在り方についてどう考えるか。**

論点（案）

（NTTが果たすべき役割）

- ① 設備競争は、電気通信設備を設置する事業者間の競争であり、電気通信設備の設置には、電柱・管路等の線路敷設基盤が必要不可欠である。線路敷設基盤については、**全国津々浦々に保有する通信事業者はNTTのみ**であり、他事業者は地域限定的で、今後他事業者が新たに全国的に構築することは困難であることや、線路敷設基盤に一定の**開放ルール**（電柱・管路ガイドライン）はあるものの、電気通信設備の設置には相当の設備投資が必要となる中、NTTと他事業者では経営規模や事業エリアの格差が大きいこと等から、**設備競争には一定の限界**があり、それを補完する観点から、NTTが、**線路敷設基盤を維持・活用して電気通信設備を高度化することにより、高度で多様なサービスを提供する役割を果たしていくことが求められる**との意見が多かったところ、どう考えるか。

【構成員からの主な意見】

- **設備競争に一定の限界**がある中で、料金の低廉化、サービスの多様化に加え、**ネットワークの高度化により利用者の利益を増進するためには、NTTを特殊会社としつつ、保有する線路敷設基盤を有効活用して、設備の高度化をし、その上で高度で多様なサービスの提供を図る役割を担ってもらうことが必要。線路敷設基盤を有効活用して、電気通信設備の高度化と高度・多様なサービスの提供を図ることをNTTの責務として明確化してはどうか。**（林構成員）
- **林構成員の意見に賛同。**線路敷設基盤について担保する規律がないため、制度的に補う必要がある。（大谷構成員）
- NTT東西の通信インフラの在り方については、NTT東西が全国津々浦々に線路敷設基盤を有していることから、ユニバーサルサービスとの関係の議論が必要。また、**NTTに対して線路敷設基盤の維持活用・高度化の責務を課す場合には、かなりの負担になると考えられるため、何らかの投資インセンティブが必要ではないか。**（西村（暢）構成員）
- **林構成員の意見に賛同。**公正競争の確保の在り方については、短期的・限定的な観点ではなく、中長期的な観点から、国民に良い影響を与えるものになるよう検討すべき。規制によって却ってNTTが非効率になったり、**NTTが保有する資産が死蔵されることのないよう、公正競争の確保と背反しない形でNTTをうまく活用すべき。**（高橋構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **線路敷設基盤**については、NTT法ではなく、電気通信事業法や「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、**安定的かつ公平な提供義務のルールが確立**している。NTT東西は、メタル縮退後も光回線を引き続き維持・拡大し、基地局回線の提供義務やブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担っていく考えであり、**電柱や管路・とう道等の線路敷設基盤については、引き続き必要な基盤として維持するとともに、他事業者にも公平に提供していく。**（NTT）
- **電柱・管路ガイドラインは一定の役割を果たしているが、それでもなお利用の拒否や審査に時間がかかるといった問題が残っている。**整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮、第三者による監査の制度化が必要。（ケーブルテレビ連盟）

論点（案）

（NTT東西の線路敷設基盤の確保・維持）

- ② NTT東西の線路敷設基盤の譲渡や担保等については、電気通信設備の場合（☞重要設備譲渡認可の対象）と異なり、**特段規制が課されていない状況**にあるところ、NTT東西の線路敷設基盤は、全国津々浦々に設置され、その上に設置される設備はNTT東西だけでなく他事業者のサービスにも利用されているため、当該線路敷設基盤の**適切な維持は、我が国における通信の安定的な提供等の確保に極めて重要**であること、また、設備競争に一定の限界がある中で、**設備の高度化等を図る観点から当該線路敷設基盤の有効活用が重要**との意見があったこと、そして、そのような重要性を有する線路敷設基盤についてはその**譲渡等にルールが必要**との意見があったこと等を踏まえ、NTT東西の線路敷設基盤に関する規律の在り方についてどう考えるか。

（NTT東西の電気通信設備の確保・維持）

- ③ NTT東西の電気通信設備については、我が国における通信の安定的な提供を確保するため、その**設置・処分**に関し、**自己設置要件や重要設備譲渡認可**が設けられているが、自己設置要件については、電話のユニバーサルサービスの効率的な提供を確保する観点も併せて考慮し、**他者設備（携帯電話網等）の利用が不採算地域に限定して認められている**。

これらに関して、NTTから、設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による**効率化を図れない**との意見があった一方、**構成員等からは、電気通信設備の高度化を図る役割が求められる中で自己設置要件は維持すべき**との意見が多かったこと、さらに、業務範囲規制の見直しに伴い、また、ユニバーサルサービスの効率的な提供を図る観点から**自己設置要件の例外追加も考えられること**等を踏まえ、**自己設置要件等の在り方についてどう考えるか**。

【構成員からの主な意見】

- 独占時代に整備した線路敷設基盤を引き継ぐという点においてNTTを特殊会社として位置付けた上で、**線路敷設基盤を有効活用して、電気通信設備の高度化と高度で多様なサービスの提供を図ることを責務として明確化し、その担保措置として、自己設置要件を維持し、重要設備譲渡の認可の対象に線路敷設基盤を追加することとしてはどうか**。（林構成員）
- NTT東西の線路敷設基盤に関して、これまで**線路敷設基盤についてルールがなかった部分は、制度的に補う必要がある**。これは、NTTが線路敷設基盤を今後どうするかに関わらず、構造的に設けておくことが必要。特に、**開放の在り方や競争条件の中での位置付けなどを定めたルールについて、NTTに対して直接適用されるような形で設けておく必要があるのではないか**。（大谷構成員）
- **自己設置要件は、設備競争の観点から非常に重要であり、他者設備の有効活用によって効率化を図ることも考えられるが、その緩和・撤廃は、東西統合にもつながることから、東西分離の検証などNTTの経営形態の在り方も含めて検討すべきであり、効率化の観点とは切り離して考えるべき**。（林構成員）

【構成員からの主な意見（続き）】

- **自己設置要件**は、最もボトルネック性を有する**アクセス部分と中継部分は分けて考えるべき**。仮に県間業務を本来業務にした場合、**県間部分は必ずしも自己設置要件を課さなくてもよい**のではないかと。（相田構成員）
- **特別な資産**について、メンテナンス等に相当なコストが必要だと思うが、**民間企業として経営される中でどのように維持していくか議論**が必要。（大橋主査代理）
- NTT東西とNTTドコモの合併や自己設置要件等、想定可能な事項について、認められるか、認められないかを明文化すべき。（相田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 特別な資産は引き続き公平・公正に提供し続ける考えだが、他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中、**NTT東西は設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れず**、また、今後イノベーション等によって使用されなくなるものもあるため、**必要なものは残しつつ効率化するため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直し**が必要。また、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、NTT東西が**ユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担うエリア**において、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話もブロードバンドも含めて、自己設置によらず、**他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能**としていただきたい。（NTT）
- NTT東西による**他者設備の利用**は、「あまなく提供責務」の確保に支障を生じさせないために、本来業務の中で**例外的に認められるもの**であり、仮に「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」や**一種指定設備の譲渡が行われた場合、一種指定設備に対する規律を逃れるおそれがある**ことから、NTT東西に対して、事業用電気通信設備の他、電電公社より引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」と併せて、**自己設置要件が引き続き必要**。ただし、線路敷設基盤については、他の公共インフラの活用による効率化が可能な場合には、必要に応じて検討することは適切。（KDDI）
- 平時はもちろん、災害や安全保障上の脅威に対して「特別な資産」を**法的に保護**し、我が国の**通信の安定性**とともに、**安全性・信頼性を確保**することが必要。重要設備の譲渡・担保制限の対象として局舎等の線路敷設基盤が含まれていないことが課題、速やかに「特別な資産」の**全てを対象として制度化**すべき。これは、特別な資産を売却・担保に供することなどで本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことによる、**NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障が起こる懸念を抑止**する機能を担うことにも通じる。（ソフトバンク）
- 基幹インフラを独占的に保有するNTT東西には、**自己設備設置規定の維持による確実な保守・運用の構造的確保が必要**。仮に、NTTがサービスの一部を**他者設備を用いて提供した場合**、それを利用する区間は保守・運用を他者に依存することとなるため、**サービスが安定的に提供されない懸念**がある。（ソフトバンク）
- 今後の我が国の全ての通信事業者のサービス提供の基盤となる**線路敷設基盤**について、電気通信事業法において**貸出しの公平性が担保**されているのは、第一種指定電気通信設備に関するごく一部に限られる。今後の電気通信サービスにおいて、線路敷設基盤を含む「特別な資産」の重要性がさらに増大することも想定されることから、電気通信事業法のみならず、**設備貸出ルール等を規律する電気通信事業法と、業務範囲規定や累次の競争条件とを規律するNTT法との両輪により、「特別な資産」の公平性を引き続き担保**することが、公正競争確保の観点から不可欠。（楽天モバイル）
- NTTは**全国に線路敷設基盤を保有**していることから、**自己設置要件が維持されることをまず前提**とすべき。仮にNTTの未整備エリアにおける他者設備の利用が検討される場合は、民間の協議を前提に、既存設備に限って協議すべき。この場合でも、料金規制や費用負担、一種指定設備に関する規制の回避等の懸念が解消されることが条件。（オプテージ）

論点（案）

- ① **NTT東西のアクセス部門の運営主体**について、「NTT東西が引き続き運営」する案に加えて、NTT東西からアクセス部門を分離する案として、「グループ内で別会社化」、「資本分離して国有化」、「資本分離して民営化」を検討したところ、以下の点等を踏まえ、**NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方についてどう考えるか。**
- 1) 競争事業者から、**NTTに対する構造規制が維持されない場合には、アクセス部門の資本分離が必要**といった意見が多数あったこと
 - 2) **アクセス部門を分離する案**には、構成員等から、以下の意見等を踏まえ、**費用対効果の観点から慎重な意見が多数**あったこと
 - A) **設備競争**の観点からは、設備の高度化やコスト効率化が確保されず**設備競争の後退**を懸念する意見
 - B) **サービス競争**の観点からは、ボトルネック設備等の利用の同等性の確保が一層徹底され**サービス競争に資する**との意見
 - C) **分離に伴うコスト**の観点からは、**イニシャルコストやランニングコストが多**大であるとの意見
 - D) **既存株主保護**の観点からは、**メリットや対価がないと、株主価値を毀損し株主利益に大きな影響を与える**との意見
 - 3) 上記を踏まえ、構成員からは、アクセス部門の分離の趣旨である**NTT東西と他事業者との間の同等性等が他の手段でどのように確保されるかを併せて検討**すべきとの意見が複数あったこと

【構成員からの主な意見】

- アクセス部門の分離について各者で意見は異なるものの、通信分野において**設備競争が重要**という認識は一致。（林構成員）
- アクセス部門の資本分離や東西分離、業務範囲が見直された場合には、**設備競争に甚大な影響があることについて非常に共感**。（大谷構成員）
- アクセス部門の分離に伴う**コスト及び既存株主への影響**について、NTTの試算は、会計の専門家から見て妥当。**イニシャルコスト、ランニングコストともに非常にかかる一方、ベネフィットはあまり大きくなく、その視点ではアクセス部門の分離はあまりよろしくない**のではないかと。（高橋構成員）
- **アクセス部門の分離の検討**は、NTTと他事業者との間の**同等性をどう確保するかという議論が出発点**であるため、同等性の確保について、**アクセス部門の分離以外の手段で十分かの議論が必要**。（大谷構成員、西村（暢）構成員）
- **高橋構成員、大谷構成員の意見と結論同旨**。また、NTT再編成の際は、国として株主に最大限配慮することが議論されており、現在、NTTの株式分割で株主が増えていることから、アクセス部門の分離に当たっては、**株主や株式市場への影響を十分かつ慎重に考慮**すべき。（林構成員）

【事業者等からの主な意見】

<総論>

- 光ファイバや線路敷設基盤は、引き続き事業法に則り公平な提供を行っていく考えであり、**必要であればNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を事業法に規定**することで、懸念されているような公正競争上の重大な影響は生じないと考える。これまで、NTT東西がサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組み、設備設置事業者との**設備競争を通じて光カバー率99.8%やサービスの高度化を達成**したことを踏まえれば、**引き続き、これまでの体制・競争環境の中で取り組んでいくことが最も適切**であり、**ネットワークの高度化が進まないといったリスク等を招くことから、NTT東西のアクセス部門の資本分離は不要。**(NTT)
- NTT東西のアクセス部門の資本分離や運営主体の在り方は、**公正競争だけでなく、ユニバーサルサービスや安全保障にも影響を及ぼすため、丁寧に議論を尽くすべき。**電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は市場の変化とともに変わっているものの、「特別な資産」の不可欠性と競争優位性は不変。むしろ、公正競争環境の確保の観点でその重要性は高まっていることを踏まえ、NTT再編成が本来目指した、構造的な競争環境の実現を目指すべき。(KDDI)
- 特別な資産をリスクにさらすことがあってはならず、仮に、**NTTへ相応の規制緩和を行う場合は、アクセス部門の完全資本分離が必要。**その場合、完全資本分離されたアクセス部門には NTT法相当の規制を設け、特別な資産を保護することとなる(アクセス会社法)。(ソフトバンク)
- NTT法という「特殊法人法」によりNTT持株及びNTT東西に課せられている業務範囲規制や、累次の公正競争条件等の構造的規制が維持されず、「**特別な資産**」の公平性が担保されないのであれば、**NTT東西のアクセス部門を分離・国有化し、国が適切に管理するべき。**(楽天モバイル)

<ユニバーサルサービスの確保について>

- アクセス部門の分離は、投資インセンティブが働かなくなり、**設備構築・拡大が停滞するおそれがあるとともに、設備の更なる効率化やコスト削減が進まなくなり、低廉なユニバーサルサービスの確保に支障をきたす。**(NTT、テレサ協)
- アクセス部門の**完全資本分離**は、特別な資産の保護や**公平な利用を確実にし競争を促進**することとなり、ユニバーサルサービスの確保に好影響。(ソフトバンク)
- アクセス部門の運営主体にかかわらず、**特別な資産を有する主体等にユニバ責務を課す**ことが必要。(KDDI、楽天モバイル、JAIPA、ケーブルテレビ連盟)

<公正競争の確保（設備競争）について>

- アクセス部門の分離は、利用者ニーズを踏まえた品質向上や技術の導入が積極的に行われなくなる等により、**設備の高度化や品質維持・向上、コスト効率化が確保されなくなり、設備競争が後退**するおそれ。また、公正競争を担保する規律が策定されず、**設備が適正価格を下回る価格で提供された場合等は、他の設備事業者が淘汰され、独占が高まるおそれ。**(NTT、KDDI、テレサ協、JAIPA、オプテージ、STNet)
- アクセス部門の分離による**設備投資やコスト効率化に関する課題や、設備の独占の懸念**は、適切な規制を課す等の対応によって**解消可能。**(ソフトバンク)
- アクセス部門の分離と**設備競争の関係**について、**透明性と検証が必要。**(ケーブルテレビ連盟)

【事業者等からの主な意見（続き）】

＜公正な競争の確保（サービス競争）について＞

- アクセス部門の分離により、**線路敷設基盤やボトルネック設備の利用の同等性が一層徹底**されることになり、**サービス競争における公正競争確保**に資する。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JAIPA）
- **情報の透明性確保、対応優先度の公平性担保等**のため、**資本分離による強制力**が必要。（アルテリア）
- **線路敷設基盤やボトルネック設備に関するルールは確立**されており、アクセス部門の分離の形態によって変わりはない。（NTT）
- **線路敷設基盤やボトルネック設備等の利用の同等性の確保のためのより厳格なルール化**をすべき。（テレサ協、ケーブルテレビ連盟）

＜国際競争力の確保について＞

- アクセス部門の分離は、情報通信**インフラの発展が停滞**し、我が国全体の**国際競争力が低下するおそれがある**。（NTT）
- アクセス部門の分離により、**サービス競争が促進**され、**国際競争力の向上**につながる。（ソフトバンク、楽天モバイル）
- アクセス部門の分離と**国際競争力は直接関係はなく**、NTTグループの各社による国内外の事業展開が可能。（KDDI、ソフトバンク）

＜経済安全保障の確保について＞

- アクセス部門を**分離・国有化**することが**最もリスク対策になる面もある**。（NTT）
- アクセス部門の**運営主体にかかわらず**、**線路敷設基盤等の保護を担保する仕組み**が必要。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、JAIPA）

＜分離に伴うコストについて＞

- 分離に当たっては、**イニシャルコストとして別会社化に伴う改装、周知広報等の費用を要し、ランニングコストは総務・企画等の重複等によりコスト増**。法案成立時点から**2年程度は必要**であるほか、**グループ外に分離**する場合は、**資産評価等について、詳細を検討**しておく必要。（NTT）
- 試算できる立場になく、**NTT東西の試算を踏まえて検証が必要**。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル、テレサ協、JAIPA）

＜既存株主への影響について＞

- アクセス部門の分離を行う場合、**株主やマーケットから見てメリットや対価がないと、株主価値を毀損し、株主利益に大きな影響が発生**するおそれがあるため、株主利益への十分な配慮が必要。また、**グループ外分離**に当たり政府保有株の売却を原資として国有化する場合、NTTの自己株式取得**財源確保の制約や株価の暴落のおそれ等**を踏まえた検討が必要。（NTT）
- アクセス部門の分離によって、新規事業・サービスに経営資源を集中できるため、**既存株主の利益の向上**につながる可能性。（ソフトバンク、楽天モバイル）
- アクセス部門の分離の方法、前提条件等により株主への影響は区々であり、**一概に評価しがたい**。（KDDI、ソフトバンク、テレサ協、JAIPA）

【事業者等からの主な意見（続き）】

＜その他＞

- アクセス部門の分離がこれまで繰り返し議論されているのは、ユニバーサルサービスや公正競争がきちんと確保されていないという懸念を完全には払拭できていないからではないか。今回、もしアクセス部門を分離しないという結論になったとしても、NTTの組織の在り方を定める構造規制は不可欠であり、行為規制と併せて、必要な規律を確実に課すべく検討すべき。（ソフトバンク）
- NTT東西の**特別な資産**は、**公正競争だけでなくユニバーサルサービスや経済安全保障の観点からも重要**であり、**国の関与や規律**が必要。アクセス部門に関する規律はNTT法に規定されており、**アクセス部門を分離しないのであれば、今後も国によるNTT法での規律は維持**されるべき。（KDDI）

論点（案）

- ① **NTT東西の分離**について、NTTからは、更なる事業成長や抜本的なコスト改革のために**統合が経営の選択肢となるよう見直すべき**との意見があった一方、**構成員等**からは、東西統合によって規模の経済が働くことにより地域の設備事業者が淘汰され**設備競争が減退する懸念**や、**コスト構造の比較・検証のために東西分離を維持すべき**との意見が多かったところ、**東西分離の趣旨**（比較競争による非効率性の排除等）、NTT東西の**接続料・卸料金等の差異の状況**、東西統合が**設備競争やサービス競争に与える影響**、NTT東西の**経営状況**、事業成長やコスト改革のために**他に採り得る手段等**を踏まえ、**NTT東西の分離の在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- アクセス部門の資本分離や**東西分離**、業務範囲が見直された場合には、**設備競争に甚大な影響があることについて非常に共感**。（大谷構成員）【再掲】
- 過去の経緯を踏まえてNTT東西の分離の効果を検証することが望ましいが、公正競争の確保の観点からは、NTT東西が統合されれば、**他事業者との規模の格差が拡大**し、地域的には進展してきた**設備競争が減退するおそれがあるため**、東西統合を認めるかどうかといった**結論を出すのは時期尚早**。（林構成員）
- NTTは、コスト改革のために東西統合を選択肢の一つとして認めてほしいと要望しているが、**間接部門のコスト削減であれば、シェアドサービス（子会社による間接部門の業務集約）を更に活用**するなど、**現状で可能なコスト削減を行ってから検討すべきではないか**。（高橋構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西分社時（1999年）から、市場の環境は大きく変化しており、かつてNTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話は赤字が拡大し、光サービスの純増も今後の大幅な拡大は見込めない状況の中、NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続するためには、**さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要**なため、将来的に経営の必要に応じて、**NTT東西の統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しを要望**。（NTT）
- NTTから設備を借りる事業者の立場としては複数の事業者で切磋琢磨していることが公正競争を有効に機能させるために必要。また、競争政策の観点での**NTT東西分離の目的は、ヤードスティック競争による非効率性の排除や資本分離を通じた相互参入による競争促進**であったが、政策議論もないまま持株会社制度が導入（1999年）され、**その目的は達成されておらず、東西一体化は本来の競争促進政策に逆行する**。（KDDI）
- NTT東西とNTTドコモの資本一体化に伴い、料金低廉化インセンティブが生じにくい構造となっている。**現状は東西の卸料金や運用等の差異を確認し効率化の有無を検証できるが、東西が合併するとブラックボックスになり確認できなくなる懸念がある**。また、NTT東西の分離には、競争を通じた非効率性排除の目的があったものの、利用料金の低廉化は十分に進展せず、機能していない。**東西分離を維持しつつ、検証・追加措置が必要**。（ソフトバンク）
- 引き続きNTT東西の分離、及び公正競争確保のための「特別な資産」の公平性の担保が必要。現在、**ヤードスティック競争により両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等が行われ、透明性が図られていると認識**しており、ドミナント事業者同士であるNTT東西の統合は、**両社のコスト構造や収益構造の比較・検証が困難**となり、「特別な資産」の管理に関する**不透明性が増大**することから反対。（楽天モバイル）
- NTT東西が統合した場合、組織・設備の効率化や調達力の強化など、**規模の経済が強力に働き、市場支配力が高まる可能性**。設備競争の減退に繋がりが得るものであることから、NTT東西の統合には慎重な検討が必要。（オプテージ、STNet）

論点案の一覧① 【論点3-1】NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方

（県域業務規制の在り方）

- ① NTT東西は県内通信を本来業務とし、県間通信の実施には事前届出（後述：活用業務）が必要であるが、IP化の進展によって、電話サービスにおいても、国内通話では、県内通話・県外通話等のような距離に応じた料金・サービスはなくなり、ブロードバンドサービスにおいては元々距離別の料金・サービスは存在しないなど、**県内通信・県間通信を区別する競争政策上の意義が希薄化**していることを踏まえ、**県域業務規制は見直すことが適当**との意見が多かったところ、**県域業務規制を見直すこととしてよい**か。

（県域業務規制を見直す場合の本来業務の在り方）

- ② 県域業務規制を見直す場合、本来業務（実施を義務付ける業務）は、NTT東西が全国的な線路敷設基盤を有することに鑑みれば、その上に設置した**固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務**（当該業務に係る県間通信を含む。）を**基本**とすべきであり、さらに、現在、当該固定アクセス回線を用いるサービスのシェアが高いこと等も踏まえると、公正競争に重大な影響を与える**移動通信業務やISP業務等は引き続き禁止**すべきとの意見が多かったところ、**県域業務規制を見直す場合のNTT東西の本来業務の在り方についてどう考えるか。**

論点案の一覧② 【論点3-2】NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方＜次頁に続く＞

（活用業務の実施要件）

- ① **NTT東西の活用業務**（本来業務のための設備・技術・職員を活用して行う電気通信業務その他の業務）は、「**本来業務や公正競争への支障がないこと**」を要件として「**事前届出**」により**実施可能**であるところ、NTTからは、地域の課題にワンストップでソリューションを提供するため**電気通信業務以外の業務が柔軟に可能となるよう見直す**べきとの意見があった一方、**構成員等**からは、ネットワーク高度化に必要な収益源の確保等の観点からのメリットは理解しつつも、引き続き**実施要件（本来業務や公正競争の確保に支障がないこと）は維持**すべきとの意見が多かったこと等を踏まえ、**活用業務の実施要件についてどう考えるか。**

論点案の一覧② 【論点3-2】NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方〈続き〉

（活用業務の実施要件の確認方法）

- ② 活用業務の**実施要件**（本来業務や公正競争の確保に支障がないこと）の**確認**は、その方法を定めたガイドラインに基づき、**事前届出を受けて行っているが、構成員からは、当該確認の要件が詳細であること等を踏まえ、当該要件について業務の内容に応じて類型化し簡素化することや確認方法について事前規制から事後検証に見直すことが考えられるとの意見、そして見直す場合には検証の場（主体）に法令上の根拠を与えるなどの担保が必要等の意見があった一方、手続が簡素化・効率化されて活用業務がより柔軟に実施可能となった場合の公正競争に与える影響を懸念する意見があったところ、活用業務の確認方法についてどう考えるか。**

（目的達成業務等の在り方）

- ③ **目的達成業務は、NTT東西の本来業務（業務区域内の地域電気通信業務）の実施のために必要な業務であり、また、業務区域外（NTT東日本であれば、西日本地域）の地域電気通信業務は、NTT東西間の直接競争を促進する観点から認められている業務であり、いずれも事前届出により実施可能であるところ、設備競争・サービス競争の進展状況、本来業務・活用業務や自己設置要件の在り方等を踏まえ、実施する場合の手続など、目的達成業務や業務区域外の地域電気通信業務の在り方についてどう考えるか。**

論点案の一覧③ 【論点3-3】NTT持株の事業の実施の在り方

- ① NTT持株の業務について、**NTTからは、電気通信事業以外の分野において、「研究成果の事業化」を可能とするよう見直すべきとの意見があり、また、他事業者からの子会社で行うべきとの指摘に対しては、基礎研究を行うNTT持株自体が事業化を行う方が効率的との意見があった。**

これに対し、**構成員等からは、「事業化」と「事業拡大」の境界については、その判断が困難で法の適用対象が不明確になるとの意見や両者の線引きは事業失敗のリスクがあるとの意見があり、また、本来業務や公正競争に支障がないことが重要で、それを担保するため、事業の種類や投資規模の限定、黒字化した段階での事業譲渡、赤字が数年継続した場合の事業停止などに関して事前・事後の審査・検証が必要との意見等があったところ、NTT持株による事業の実施の在り方についてどう考えるか。**

論点（案）

（県域業務規制の在り方）

- ① NTT東西は県内通信を本来業務とし、県間通信の実施には事前届出（後述：活用業務）が必要であるが、IP化の進展によって、電話サービスにおいても、国内通話では、県内通話・県外通話等のような距離に応じた料金・サービスはなくなり、ブロードバンドサービスにおいては元々距離別の料金・サービスは存在しないなど、**県内通信・県間通信を区別する競争政策上の意義が希薄化**していることを踏まえ、**県域業務規制は見直すことが適当**との意見が多かったところ、**県域業務規制を見直すこととしてよいか。**

【構成員からの主な意見】

- **ネットワーク構造の変化**を踏まえ、NTT東西の**本来業務**や**活用業務の在り方**について**見直す**べき。（高橋構成員、林構成員）
- **県間通信**について現状を踏まえた**ルールにする必要**があるが、県間通信であれば何でもよいのではなく、**モバイル等**については**競争上の影響**があまりにも大きく、また、**モバイル**を行うに当たっての**重要な資産を独占**している状態にあるため、**NTT東西が自ら行うことは不適切**。また、**ISPは卸元でもある立場から利益相反**となるため、そのまま**ISP事業を認める緩和はできない**。（大谷構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西は**すでに県内・県間を含めたサービス提供**を行っており、**PSTNマイグレにより固定電話においても同様**であることを踏まえれば、**旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっている**。（NTT）
- 2025年のPSTN（回線交換網）のIP網への完全移行により、マイラインが廃止されNTT東西が全国一律料金で電話を提供する時代となった場合、**県内通信に限定する業務範囲規制**については、固定通信の提供範囲を**東日本／西日本管内に限定する規制へと見直すことも検討の余地**がある。（KDDI）
- PSTNマイグレーションを契機に**県域業務規制を見直すとしても、これは移動通信業務やISP業務の在り方とは無関係**。（テレサ協）

論点（案）

（県域業務規制を見直す場合の本来業務の在り方）

- ② 県域業務規制を見直す場合、本来業務（実施を義務付ける業務）は、NTT東西が全国的な線路敷設基盤を有することに鑑みれば、その上に設置した**固定アクセス回線を用いるサービスの提供に係る業務**（当該業務に係る県間通信を含む。）を**基本**とすべきであり、さらに、現在、当該固定アクセス回線を用いるサービスのシェアが高いこと等も踏まえると、公正競争に重大な影響を与える**移動通信業務やISP業務等は引き続き禁止**すべきとの意見が多かったところ、県域業務規制を見直す場合の**NTT東西の本来業務の在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 本来業務とは何かという**定義・外延を明確**にすべき。（林構成員）
- 本来業務は、まずアクセス回線設備の提供であり、**アクセス回線の提供に支障が起こるのは良くないので、アクセス回線を用いた固定通信サービスの提供まで**と考えられる。本来業務を義務的な業務と考えれば、**県間通信を全て本来業務として行わなければならないのか**という点については、議論の余地がある。（相田構成員）
- **モバイル事業やISP事業等**については、**公正競争を確保する観点から**、NTT法でNTT東西に**引き続き実施を禁止**するという条件付きだが、**固定通信の県間業務の本来業務化をすべきではないか。**（林構成員）
- 本来業務の範囲の画定は重要。県域業務規制を見直す場合は、**移動通信業務やISP業務等をどのような理由で禁止するのか整理**が必要。（西村（暢）構成員）
- 県間通信について現状を踏まえたルールにする必要があるが、県間通信であれば何でもよいのではなく、**モバイル等については競争上の影響があまりにも大きく、また、モバイルを行うに当たっての重要な資産を独占している状態にあるため、NTT東西が自ら行うことは不適切。**また、**ISPは卸元でもある立場から利益相反となるため、そのままISP事業を認める緩和はできない。**（大谷構成員）【再掲】
- 本来業務は**固定通信サービスが基本**であり、現在、活用業務として行われている**上位レイヤー系の電気通信業務**は、移動通信業務やISP業務等公正競争に大きく影響が及ぶような業務が除かれているものの、**今後も本来業務としては捉えがたい。**（大谷構成員）
- アクセス部門の資本分離や東西分離、**業務範囲が見直された場合には、設備競争に甚大な影響**があることについて非常に共感。（大谷構成員）【再掲】

【事業者等からの主な意見】

- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、**地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要**。NTT東西として、**移動体事業やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはないが**、これらについて担保措置が必要ということであれば、**電気通信事業法でNTT東西のそうした事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定**することも考えられる。（NTT）
- 「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTT 東西に対して、事業領域に制限をかける（＝経営の自由という私権を制限）ために特殊法人として「NTT法」で規律することは必要。したがって、NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、NTT東西の**事業領域規制は残すべきであり、ISP、移動体や放送事業への進出は、これまで同様、禁じられるべき**と考える。（KDDI）
- **特別な資産を有するNTT東西には構造的な優位性が存在し、時代に応じた見直しを行う場合も、業務範囲規制（構造的な規制）の維持が必要**。公正競争を確保すべく、**移動体・ISP事業等について引き続き禁止すべき**。（ソフトバンク）
- **今後の5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠**。**移動通信事業やISP事業などへの業務範囲の拡大は、公正競争に重大な影響を及ぼすため、NTT法に定められている業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律に基づき引き続き禁止**することが、公正競争の確保の観点から極めて必要。（楽天モバイル）
- PSTNマイグレーションを契機に**県域業務規制を見直すとしても、これは移動通信業務やISP業務の在り方とは無関係**。（テレサ協）
- NTTの独占時代に整備されたインフラを活用したサービスと、他のサービスのバンドルは制限されるべき。特に、**移動体通信事業、ISP事業、放送事業等上位レイヤの事業は完全に分離し、子会社等を経由した提供も制限すべき**。（ケーブルテレビ連盟）
- **電話業務等により保有する巨大な顧客基盤を活用し、NTT東西自らによる携帯電話サービス等の提供や、NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能となった場合、光回線とのバンドル提供も想定され、設備事業者間の公正競争を阻害するおそれがある**。公正競争の確保の観点から、NTT東西の業務範囲やNTTグループの統合は引き続き法制度により規制することが必要。（オプテージ）

論点（案）

（活用業務の実施要件）

- ① **NTT東西の活用業務**（本来業務のための設備・技術・職員を活用して行う電気通信業務その他の業務）は、「**本来業務や公正競争への支障がないこと**」を要件として「**事前届出**」により**実施可能**であるところ、**NTT**からは、地域の課題にワンストップでソリューションを提供するため**電気通信業務以外の業務が柔軟に可能となるよう見直すべき**との意見があった一方、**構成員等**からは、ネットワーク高度化に必要な収益源の確保等の観点からのメリットは理解しつつも、引き続き**実施要件（本来業務や公正競争の確保に支障がないこと）は維持すべき**との意見が多かったこと等を踏まえ、**活用業務の実施要件についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」がないという要件の2本柱は堅持すべきであり、緩和する意味はないのではないか。（大谷構成員）
- 活用業務は、**本来業務に支障がない限り**というのは大前提。公正競争の要件は、**事前に全く確認しないのではなく、一定の枠付けは必要**。（林構成員）
- 現行制度においても、**子会社を通して地域電気通信業務以外の業務を実施することは可能**。NTTは現状のデメリットとしてワンストップでサービス提供できないことを挙げているが、説得力に欠ける。（林構成員）
- **地域課題の解決には地域の事業者がきめ細やかに対応**しており、ある程度の参入障壁ができているため、NTT東西の活用業務が自由化された場合に、**NTTが簡単に席巻することにはならない**のではないか。（高橋構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、**地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められる**ことから、NTT東西が**電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直し**が必要。地域や企業から寄せられる要望に対し、NTT東西は一元的な対応を実施することができず、現状は子会社等と交え個別にサービス提供をせざるを得ない。会社が分かれることにより、お客様にとって**手続・対応等が煩雑**となり、利用者の利便性が低下している。（NTT）
- **地域課題へのトータルソリューション**はそれぞれの領域において競争力を発揮している**事業者との連携等**を通じて提供されていることが一般的であり、必ずしも**NTT東西において実施する必要はない**。NTTは**900社を超えるグループ会社**を有し、資本関係のない**ビジネスパートナーとの連携**を含めて何ら制約なく**ソリューションビジネスを展開**することは可能。（KDDI）
- NTT東西の**非電気通信業務の実施**について、NTT東西は**特別な資産を保有**しているため、公正競争の観点から、**業務範囲規制が必要**。**グループ内の他の会社で事業を行えばよく、また、適切かつ安定的な電気通信役務の提供がおざなりになることを懸念**。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- 子会社で行うことが効率的な場合もあれば、NTT東西で一括通貫して行うことが効率的な場合もある。ただ、全てを子会社化すると、間接コストも含めて全て各企業でリソースを割くことが必要になる。お客様から見ても、提案が分散されてしまうデメリットもある。そのため、両方の選択肢を設けて柔軟に対応できるようにしてほしい。（NTT）
- 活用業務は、本来業務や公正競争の確保に影響を及ぼさないことが大前提であり、NTT東西が強大なブランド力で展開すると、地域の市場を席巻し、地域人材の流出や地域経済の空洞化につながる点は留意が必要であることから、活用業務の判断は厳格に行われるべき。（JAIPA）
- 活用業務は、本来業務や公正競争に支障が生じない範囲に限定されるなどの制約があることを踏まえ、より自由に実施可能とすべきではない。より自由に実施可能とする場合、どのような要件を課すか等の慎重な議論が必要。（テレサ協）
- 現在の活用業務は「本来業務のための設備・技術・職員を活用」し、「本来業務の円滑な遂行」と「電気通信事業の公正競争の確保」に支障のない範囲で実施可能と規定。地域課題に対するトータルソリューションの提供等、NTT東西による地域電気通信業務以外の業務は、活用業務に該当すると認識しており、本来業務及び公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲に限り認められるべきであり、範囲の明確化や適正性確認の更なる厳格化が必要。（オペテージ）
- 今後のB5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠。この観点に鑑み、NTT東西の業務は本来業務として実施が禁止される電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務と同様に、活用業務においても現状どおりその実施が限定されるべき。（楽天モバイル）
- NTT東西の活用業務が自由化された場合、NTT東西のブランド力は強いことから、地域の事業者にとって脅威。（テレサ協）
- 本来業務とユニバーサルサービスとは関係が深く、本来業務の安定的な提供は、本来ユニバーサルサービスの話であり、活用業務で確保した資金を本来業務に充当するのは、議論として違うのではないか。（KDDI）
- NTTの収益面における部分を理由に何か事業範囲の拡大を考えるべきという話であるとすれば、第1号基礎的電気通信役務の収支ではなく、光IPやフレッツ光を含む指定電気通信役務の収支を参照すべき。（ソフトバンク）

論点（案）

（活用業務の実施要件の確認方法）

- ② 活用業務の**実施要件**（本来業務や公正競争の確保に支障がないこと）の**確認**は、その方法を定めたガイドラインに基づき、**事前届出を受けて行っているが、構成員からは、当該確認の要件が詳細であること等を踏まえ、当該要件について業務の内容に応じて類型化し簡素化することや確認方法について事前規制から事後検証に見直すことが考えられるとの意見、そして見直す場合には検証の場（主体）に法令上の根拠を与えるなどの担保が必要等の意見があった一方、手続が簡素化・効率化されて活用業務がより柔軟に実施可能となった場合の公正競争に与える影響を懸念する意見があったところ、活用業務の確認方法についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- **現行の要件は広範で詳細であることから、簡素化して市場検証会議等で包括的に検証することが効率的。事前規制から事後検証に転換し、市場検証会議等でモニタリングしてはどうか。**この点について、非電気通信市場についても市場画定を行った上で検証を行うべきではないか。また、**検証の場については、法令上の根拠を与えておくべき。**（林構成員）
- 活用業務について、**事前規制ではなく事後検証という林構成員の考え方に賛同。**公正競争の確保の基本的な考え方は、事前規制ではなく事後規制であり、遅滞なく検証しながら、問題があれば対応するという姿勢が重要。公正競争は、競争させないのではなく、競争に不当性があるかという観点であり、ユーザーの利益が置き去りになってはならない。（大橋主査代理）
- 活用業務について、**現行制度では、いわゆる公正競争に関する要件を確認しており、事後検証とするのであれば、しっかりとした担保が求められる。**（西村（暢）構成員）
- **現行の事前届出は厳格に運用されているが、スピード感のある活用業務の提供に支障があるのであれば、スピードアップを図ることも一案。要件を満たすかの確認方法については、類型化して簡素化することも考えられる。**また、提供が開始され利用者が増加した事業について、途中で簡単には撤退できないことから、**完全に事後検証に委ねることは難しいのではないか。**（大谷構成員）
- 活用業務は、**本来業務に支障のない限り基本的には自由に認めてよいが、公正競争の観点は重要であり、市場検証会議といった検証の場において、都度都度に検証機能を働かせて、公正競争にゆがみのないようにしていくことも併せて必要。**（林構成員）
- **活用業務の競争を評価するに当たっては、その評価の主体（会議体）について、法令上の根拠を与えておくべきではないか。**（林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 公正競争の確保の観点から、**電気通信市場について検証することは大前提**。農業などの非電気通信市場は、全く検証する必要がないというわけではなく、そのような市場であっても検証は必要。ただし、どのような場で、どのような仕組みに基づいて、誰が検証するかは市場によって異なり、一元的にどこかの期間に区切って検証を行うことは困難であると考えられるため、フィージビリティを含め事後的に検証する仕組みを別途議論すべき。（NTT）
- 業務拡大に伴い、地域電気通信業務がおろそかになる懸念があることから、我が国の基幹インフラである「特別な資産」の重要性を踏まえれば、保有事業者の本来業務の遵守を法的に担保することが必要。加えて、**本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障があってはならず、法的な担保措置の維持・強化**が必要。（ソフトバンク）

論点（案）

（目的達成業務等の在り方）

- ③ **目的達成業務は、NTT東西の本来業務（業務区域内の地域電気通信業務）の実施のために必要な業務であり、また、業務区域外（NTT東日本であれば、西日本地域）の地域電気通信業務は、NTT東西間の直接競争を促進する観点から認められている業務であり、いずれも事前届出により実施可能であるところ、設備競争・サービス競争の進展状況、本来業務・活用業務や自己設置要件の在り方等を踏まえ、実施する場合の手続など、目的達成業務や業務区域外の地域電気通信業務の在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- NTT東西は、現状、自己設置要件があるため、**同じNTT持株の下にある両者が、同じ地域で別々に設備を構築するのは効率が悪いことから、業務区域外の地域電気通信業務を行わないという判断にしかならず、NTT東西の直接競争は困難。業務区域外で地域電気通信業務を行う場合は自己設置要件を外すことも一案。**（相田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。（NTT）

論点（案）

- ① NTT持株の業務について、**NTTからは、電気通信事業以外の分野において、「研究成果の事業化」を可能とするよう見直すべき**との意見があり、また、他事業者からの子会社で行うべきとの指摘に対しては、**基礎研究を行うNTT持株自体が事業化を行う方が効率的**との意見があった。

これに対し、**構成員等からは、「事業化」と「事業拡大」の境界については、その判断が困難で法の適用対象が不明確になる**との意見や**両者の線引きは事業失敗のリスク**があるとの意見があり、また、**本来業務や公正競争に支障がないことが重要で、それを担保するため、事業の種類や投資規模の限定、黒字化した段階での事業譲渡、赤字が数年継続した場合の事業停止などに関して事前・事後の審査・検証が必要**との意見等があったところ、**NTT持株による事業の実施の在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- NTTの主張が、**あまなく責務の担保と研究の推進に影響がないものであるかどうかをしっかりと踏まえたものであれば納得が得られる**と思う。（大橋主査代理）
- NTT持株の事業実施の可否については、NTT東西の活用業務と同様に、**本来業務や公正競争に支障のないことが重要**。研究成果を事業化して社会に役立てることは重要である一方、本来業務がおろそかにならないよう、**事業の種類や投資規模を限定**し、会計を分離して黒字化した段階で再検証するなど分離のルールを明確化して、その後、**公正競争への影響も評価**するなど、**二重の評価**をしてはどうか。（大谷構成員）
- NTT再編成の趣旨に鑑みれば、NTT持株が本来業務と目的達成業務以外の業務を行わない現行制度は理にかなっている。**NTTは「実用化開発・事業化」と「事業拡大」のうち前者をNTT持株で実施したいとしているが、その境界を定量的・外形的に判断することが困難**であり、NTT持株が**事業リスクを抱え続けることになると本来業務にも影響**するため、**事前・事後に本来業務や公正競争への影響を審査し、問題があれば事業を分離**するなどとしてはどうか。これを前提として、**NTT持株の業務範囲を緩和するのがよい**のではないかと。（林構成員）
- **投資規模等を事前審査**するとともに、**事業セグメントを明確化し、黒字化した時点でグループ会社に引き継いだり、赤字が数年続けば事業を停止**したりするなど、**事後にも審査**することとした上で、**限定的にNTT持株の事業実施を認めることはあり得る**のではないかと。（高橋構成員）
- 持株の事業実施については、**現行の業務範囲をなぜ変えるのか慎重に検討**すべき。「研究成果の事業化」と「事業拡大」の境界が曖昧であれば、**法の適用対象も曖昧になる懸念**がある。NTT持株の目的・責務（基盤的技術の研究と、ユニバーサルサービスの確保）を踏まえ、**現行制度の基本的枠組みは維持**することが**スタート地点**ではないかと。（西村（暢）構成員）
- 大学や他の研究機関でも、事業化は別の組織に移して行うのが一般的であり、NTT持株で事業化を行うにしても、**本来業務への影響等を検証可能な形で実施**すべき。（相田構成員）
- 「研究成果の事業化」と「事業拡大」を**線引きすると事業を失敗**させてしまう可能性があり、**透明性のある形で実施**されれば、必ずしも規制を強化するものでなく**よい**のではないかと。（大橋主査代理）

【事業者等からの主な意見】

- **NTT持株の責務等は果たした上で、それに影響のない範囲で実施したい。**子会社でも実施可能ではないかとの指摘については、**NTT持株は基礎研究を行うこととされており、事業化に向けても同じ主体が行うことで円滑に進むと考えており、研究成果を事業化する際の「死の谷を越える」部分について、NTT持株で直接実施することで、効率的に事業化していきたい。**NTT持株で実施する基礎研究は幅広く、その成果がどのようなプロダクトになるかは様々な出口があり、例えば、人工光合成の技術や必要な音だけを取り出す技術等の実用化など、適用範囲によっては公正競争の確保に支障のない範囲内で技術のマネタイズを考えることができる。(NTT)
- 持株による事業化のリスクを事前に審査することについては、**事業化に向けた種をどこまで事前に開示できるのか**という問題があることに加えて、そのような種がどの市場でどのように花開くのかはテストマーケティング的にやってみないと分からないので、**事前に影響をどの程度推し量れるか**という点も含め議論がある。(NTT)
- 研究成果の事業化は**子会社でも実施可能**であり、**なぜNTT持株で行う必要があるか**冷静に議論が必要。**半導体など投資リスクがある事業を実施可能とすれば、NTT持株の目的である電気通信役務の安定的な提供に対するリスクがある。**また、電気通信事業以外でも、**電気通信事業と親和性の高いNTTデータが行うソリューション市場のような隣接市場**など、電気通信事業に公正競争に影響を与え得るものがあるため、**公正競争の確保に支障がないかは慎重に検討すべき。**(KDDI、ソフトバンク)
- NTT持株による「**研究開発成果の事業化**」の形態をあらかじめ類型化して想定することは困難なため、それが公正競争に与える影響について**事前に検証し、適切に評価することはできない。**(KDDI)
- NTT持株は適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ることを第一とし、**その業務は最小限とすべき。**NTT持株の業務範囲の拡大は、**本業以外への傾倒や新事業による損失等の可能性を高め、本来業務のサービス品質の低下・特別な資産の売却・NTTグループ優遇のインセンティブ増加等、本来業務及び公正競争への影響が考えられることから認めるべきではない。**また、持株が事業を実施しないことを前提に現行制度は組み立てられており、NTT持株の事業実施を認めると、**事業法・NTT法全体の在り方に影響することから、慎重に検討する必要がある。**(ソフトバンク)
- 「事業拡大」は、「競争事業者や代替品との差別化を図り、収益・利益を拡大する」旨のNTT回答を踏まえると、**公正競争に影響を与えるものを遮断できないため、極めて慎重に扱うべき。**子会社が行う方が機動的に対応できるのが一般的な感覚。(KDDI)
- NTT持株の事業実施は、**公正競争上の懸念のみならず、「特別な資産」をもって安定的な電気通信役務の提供を行うというNTT本来の業務目的を、当該事業に起因するリスクに晒す**という観点からも、認められるべきではない。(楽天モバイル)
- 仮に、NTT東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業をNTT持株が行うことになれば、公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきではない。**研究成果の事業化においても、公正競争上の懸念が生じないとの検証は行われておらず、議論することは時期尚早。**(テレサ協)

論点案の一覧① 【論点4-1】NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

（NTTに対する累次の公正競争条件について、各条件の要否、内容や対象）

- ① NTTに対する累次の公正競争条件（NTTドコモ分離時やNTT再編時等に、グループ内事業者と他事業者との間の公平性等を確保するために課された条件※）について、**NTTからは、電気通信事業法の規制で対応できる条件や電気通信事業を営まないNTT持株に係る一部の条件は見直してもらいたい**との意見があった一方、**構成員等からは、NTT東西の株式を100%保有するNTT持株に係る公正競争条件も維持すべき**との意見のほか、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、**個別に検討を行った上で、必要な条件は維持・強化し、必要性が低下した条件は廃止すべき**との意見が多かったところ、**各公正競争条件の要否、内容や対象についてどう考えるか。**

※ NTT東西のネットワークの公平な提供、各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止 等

（NTTに対する累次の公正競争条件の法的位置付け）

- ② 累次の公正競争条件は、形式としては、NTT法や電気通信事業法上の規律として設けられたものではないところ、**NTTからは、法に規定されていない条件の法定化について、その必要性の有無を慎重に見極めることが必要**との意見があった一方、**構成員等からは、今後必要な条件については、法的に位置付けて、その遵守状況を検証するなど、法的安定性や実効性を確保すべき**との意見が多かったこと等を踏まえ、累次の公正競争条件の**法定化や検証の在り方についてどう考えるか。**

論点案の一覧② 【論点4-2】電気通信事業者のグループに対する公正競争条件の在り方

- ① グループ内の組織再編については、**現在、電気通信事業法や独占禁止法の審査対象外**であるところ、**構成員等からは、審査の必要性に関しては、公正競争の確保のためにNTTグループ内の分離が行われてきた経緯に鑑みれば、グループ内の組織再編について事前審査が必要**との意見が多かった一方、NTT東西とNTTドコモとの統合等を禁止する規定を設ければ**事前審査は不要**であり、**事後的に検証し、必要に応じて是正する仕組みで対応していくべき**との意見や、審査を行う場合の**対象に関しては、公正競争に与える影響の観点から限定すべき**との意見が多く、特に、NTT持株、NTT東西等の**旧分離会社に関する再編にすべき**との意見や、NTTに限らず**市場支配的な事業者に関する再編にすべき**との意見があったこと等を踏まえ、公正競争の確保の観点から、**グループ内の組織再編を審査することについて、その対象を含めてどう考えるか。**

論点（案）

（NTTに対する累次の公正競争条件について、各条件の要否、内容や対象）

- ① NTTに対する累次の公正競争条件（NTTドコモ分離時やNTT再編時等に、グループ内事業者と他事業者との間の公平性等を確保するために課された条件※）について、**NTTからは、電気通信事業法の規制で対応できる条件や電気通信事業を営まないNTT持株に係る一部の条件は見直してもらいたい**との意見があった一方、**構成員等からは、NTT東西の株式を100%保有するNTT持株に係る公正競争条件も維持すべき**との意見のほか、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、**個別に検討を行った上で、必要な条件は維持・強化し、必要性が低下した条件は廃止すべき**との意見が多かったところ、**各公正競争条件の要否、内容や対象についてどう考えるか。**

※ NTT東西のネットワークの公平な提供、各種取引条件等の公平性の確保、在籍出向及び役員兼任の禁止 等

【構成員からの主な意見】

<総論>

- NTTに対する累次の公正競争条件について、公平性の確保と関係しており、そのための**規制や状況評価**が必要。（西村（暢）構成員）
- 累次の公正競争条件は、個別に維持すべきかを検討し、今日的にも**必要なものは維持・強化し、必要性が低下したものは廃止すべき**。（林構成員）
- 今日的にも必要なものは維持・強化し、必要性が低下したものは廃止すべきという**林構成員の意見に賛同**。（大橋主査代理）
- **NTT持株**はNTT東西の株式を100%保有しており、**株主権の行使を通じて東西の状況を知り得る状況**にあり、**情報流用やグループ内の不当優遇等の懸念**はあることから、**NTT持株に係る公正競争条件についても引き続き規律**すべき。（林構成員）
- 累次の公正競争条件での「**公正競争**」は、**東西の設備部門と利用部門の間**なのか、**東西と他事業者の間**なのか等を掘り下げて議論すべき。（相田構成員）

<各論>

- 「**共同資材調達**」は、アクセス回線の利用の公平性・中立性とはやや性質が異なり、**ユーザにもメリット**があるため、**事業者間の公平性を重視するか、ユーザの利便性を重視するか**といった軸を明確化すべき。（大橋主査代理）
- 「**共同資材調達**」は**一定程度緩和しても問題なく**、「**研究開発成果の公平な開示**」はNTT・他事業者が一致しているとおり**撤廃してよい**のではないかと。（林構成員）
- 「**共同資材調達**」について、**NTT独自仕様の機器等の調達になる懸念**があり、他事業者との接続性が確保されるもので、**緩和するとしても、仮に共同調達のスキームを使わなくても他事業者が同じスペックのものを調達可能なものに限定するの**がよいのではないかと。（相田構成員）
- 「**共同資材調達**」について、現在の他事業者も参加可能なスキームが十分機能しているのであれば、**緩和してもよい**のではないかと。（大谷構成員）
- 「**在籍出向**」について、金融業界の規制を踏まえれば、**ファイアウォール等を設け、情報のコントロールの実効性を確保できるか**が重要であり、**こうした規律を設けて透明性をもって検証することが困難であれば、認められない**のではないかと。（大谷構成員）

【事業者等からの主な意見】

<総論>

- 時代の変化を踏まえて一部については見直しを行ってほしいが、**電気通信事業法に規律されているもの等はNTT東西として遵守する考え**であり、また、**すでに法定化されているものは維持する意義を失っている**。電気通信事業法に規定されていない条件の法定化の検討は、法定化の必要性の有無を慎重に見極めることが必要。引き続き市場検証会議における検証等に協力する考え。（NTT）
- 今日的にも**構造的措置の担保等のために必要**であることから、**基本的に維持又は強化すべき**。法的安定性の担保やその実効性の確保のため、**法的位置付けを与えるべき**。市場検証会議等で各条件について公平性が保たれているか**検証することが適当**であり、**検証やその結果を踏まえた措置の実効性の確保のため、検証の場を法定化**すべき。（KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）

<NTT東西によるネットワークの公平な提供>

- 第一種指定電気通信設備規制、禁止行為規制として**事業法に規律**。NTT東西としては、**当該規律を引き続き遵守**していく考え。（NTT）
- 事業法に規律が存在するが、資本関係がある以上グループ優位な提供の懸念があり、また、**NTT東西とNTTドコモ間での別個の伝送路の構築については規律が存在しない**ことから、引き続き規律が必要。（ソフトバンク）
- 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、**より実効性のある規律に強化**すべき。（楽天モバイル）
- グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、**今後も維持**されることが必要。（JAIPA）

<各種取引条件等の公平性の確保>

- **NTT持株に係るものは**、当該条件が制定された当時の旧NTTにおいて、独占的な電気通信事業を行っており、**市場における支配的な地位にある事業者との取引を通じた不当な優遇等を防止する観点から規律**されたものだが、NTT持株で今後も電気通信事業を行う考えはないことから、見直しても公正競争上の影響は起こらず、**不要**。**NTT東西に係るものは引き続き遵守**する考え。（NTT）
- **同じ条件でもグループ内での内部補助によりグループ優位になる懸念**があり、こうした取引は事業法の規律がないため、**引き続き規律が必要**。また、**NTT持株は事業法の適用を受けないため、引き続き公正競争条件での担保が必要**。（ソフトバンク）
- 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、**より実効性のある規律に強化**すべき。（楽天モバイル）
- グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、**今後も維持**されることが必要。（JAIPA）

【事業者等からの主な意見（続き）】

＜在籍出向及び役員兼任の禁止＞

- NTT持株と各社間の在籍出向禁止は、当該条件が制定された当時は旧NTTにおいて、独占的な電気通信事業を行っており、**市場における支配的な地位にある事業者との間における情報流通を通じた不当な優遇等を防止する観点から規律**されたものだが、**NTT持株**で今後も電気通信事業を行う考えはなく、幅広い事業分野に精通した人員を増やし**グループ運営を円滑化するため見直してほしい**。**NTT東西と各社間の在籍出向禁止は引き続き遵守**する考え。（NTT）
- **グループ内の人の流動は、グループ会社間の情報の流通につながる**ほか、規制遵守のインセンティブ等が希薄になるおそれがあるため、**維持又は強化を検討**すべき。（ソフトバンク）

＜独立した営業部門の設置＞

- NTT東西としては、**NTTコムとの間で独立した営業部門を設置**しており、また、**禁止行為規制でNTTコムからの販売受託での優遇が禁止**されており、当該規律を**引き続き遵守**する考え。（NTT）
- NTT東西の取引の公平性を構造的に確保すべく、**対象をNTTコミュニケーションズのみならず拡大**（NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTデータへ拡大）すべき。（ソフトバンク）
- 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、より実効性のある規律に強化すべき。（楽天モバイル）
- グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、**今後も維持**されることが必要。（JAIPA）

＜顧客情報その他の情報の公平な提供＞

- **顧客データベースは分離**されており、また、**禁止行為規制で不当な優先的取扱い等が禁止**されており、当該規律を**引き続き遵守**する考え。（NTT）
- **事業法で規律が存在するが、資本関係がある以上グループ優位な提供の懸念**があり、**引き続き規律が必要**。（ソフトバンク）
- 事実上の一体化を背景とした、NTTグループの不当な競争力拡大、公正競争の阻害の懸念があり、**より実効性のある規律に強化**すべき。（楽天モバイル）
- グループ企業を優遇しないことは公正競争条件の効果を確保するために不可欠であり、**今後も維持**されることが必要。（JAIPA）

【事業者等からの主な意見（続き）】

<共同資材調達の扱い>

- これまでも不断のコスト削減を実施してきているものの、現在の制約の下でのコスト削減は限界を迎えており、加えて物価高騰や労務費の上昇等の影響もある中、安定的なサービスの提供のためには、**コスト削減余地を拡大させることが必要**であり、コスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、**建設工事・保守の委託や工具や保安部品、消耗品等の物品類等**について、共同調達の対象資材の**制限を撤廃**してほしい。（NTT）
- **巨大な購買力の行使のほか、ネットワーク情報の流通や設備仕様のNTTグループ最適化等が進む可能性**があり、公正競争に影響を及ぼすおそれがあるため、**引き続き規定を維持**すべき。（ソフトバンク）
- 公正競争に及ぼす懸念をさらに見極める必要。（JAIPA）

<研究開発成果の公平な開示等>

- 先般の**NTT法改正における研究開発の普及・推進責務の撤廃により見直されるもの**と考える。（NTT）
- 研究開発に関する責務規定が廃止された趣旨を踏まえ、**公正競争条件からも除くことで良いが**、責務廃止の影響も含む**継続的な事後検証の実施は必須**。（ソフトバンク）
- **廃止も含め検討**すべき。（JAIPA）

<その他、追加すべき類型>

- 構造的措置が形骸化しないよう、**分離会社の再統合を禁止する規律**が必要。（KDDI）
- **分離会社に関する再編は事前審査や認可の手続を実施すべき**であり、公正競争条件における規律が必要。（ソフトバンク）
- **NTTドコモ、NTTデータの出資比率の低下に関する規定の廃止は、行為規制が機能することが前提**であり、**行為規制の遵守が不十分な場合は、改めて出資比率の低下を求めることを明確化**すべき。（ソフトバンク）
- 合併や再編が繰り返される中で、NTTグループ内事業者と他事業者との公平性が担保されなくなることを危惧。**線路敷設基盤のNTTグループ内と他事業者の公正の担保、NTTグループ内での営業面でのファイアウォール**などが求められる。（ケーブルテレビ連盟）

論点（案）

（NTTに対する累次の公正競争条件の法的位置付け）

- ② 累次の公正競争条件は、経緯的には、NTT法や電気通信事業法上の規律として設けられたものではないところ、**NTTからは、法に規定されていない条件の法定化について、その必要性の有無を慎重に見極めることが必要**との意見があった一方、**構成員等からは、今後必要な条件については、法的に位置付けて、その遵守状況を検証するなど、法的安定性や実効性を確保すべき**との意見が多かったこと等を踏まえ、累次の公正競争条件の**法定化や検証の在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- NTTに対する累次の公正競争条件は、「要請」等にとどまっており、**法的安定性の担保や実効性の確保が十分ではないことから、法的に位置付けて、検証の対象として法定化することが一つの考え方ではないか。**（西村（暢）構成員）
- **西村（暢）構成員の意見に賛成。**今日的にも必要な条件は維持・強化し、必要のないものは廃止すべきであり、市場環境の変化に応じた見直しを行った上で必要なものについては、**法的安定性や実効性を確保するため、電気事業法を参考にしながら法定化すべき。**また、フレキシブルな方が実効性を確保できることから、**規律の対象は一定の範囲から指定可能とするとともに、規律の内容は省令委任することがよいのではないか。**（林構成員）
- 累次の公正競争条件について、**法的担保は必要。**（西村（真）構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **電気通信事業法に規定されていない条件を法定化することを検討する際には、電気通信市場の公正競争に与える具体的な影響等を議論した上で、法定化の必要性の有無を慎重に見極めていくことが必要。**これまでどおり、総務省の市場検証会議における検証等に協力していく考え。（NTT）
- **法的安定性や実効性が確保できていないものについて法定化すべき。**（KDDI、ソフトバンク、ケーブルテレビ連盟）
- 検証の手法については、**法令遵守措置にかかる報告の範囲を適切に定めた上で、その報告の粒度を検証可能な単位に細かくすることが必要。**加えて、監査の信頼性の向上・NTT東西の規制遵守のインセンティブ向上・グループの一体的な監査の実施・第三者機関による改善策の提示が可能といった点を踏まえ、**第三者機関による外部監査も検討すべき。**（ソフトバンク）
- **検証会議のような会議体により、総務省及び有識者からなる構成員及び関係事業者からなるオブザーバーにより年1回以上の定期的な検証を行うとともに、対象となる事象が生じる可能性のある際には、ロックイン効果による公正競争の阻害を回避すべくNTTグループから総務省への事前の報告を義務化し、適宜検証が行われるべき。**（JAIPA）

論点（案）

- ① グループ内の組織再編については、**現在、電気通信事業法や独占禁止法の審査対象外**であるところ、**構成員等**からは、審査の**必要性**に関しては、公正競争の確保のためにNTTグループ内の分離が行われてきた経緯に鑑みれば、グループ内の組織再編について**事前審査が必要**との意見が多かった一方、NTT東西とNTTドコモとの統合等を禁止する規定を設ければ**事前審査は不要**であり、**事後的に検証し、必要に応じて是正する仕組みで対応していくべき**との意見や、審査を行う場合の**対象**に関しては、**公正競争に与える影響の観点から限定すべき**との意見が多く、特に、NTT持株、NTT東西等の**旧分離会社に関する再編**にすべきとの意見や、NTTに限らず**市場支配的な事業者に関する再編**にすべきとの意見があったこと等を踏まえ、公正競争の確保の観点から、**グループ内の組織再編を審査することについて、その対象を含めてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- グループ内の組織再編は、競争環境に影響を与え得るものであるが、**電気通信事業法や独占禁止法では対応しておらず、法的枠組みを設けることも考えられる**のではないかと。（西村（暢）構成員）
- **西村（暢）構成員の意見に賛同。**グループ内の再編の審査は、公正競争の確保のために重要であり、**事後的な是正は困難であるため、審査の基準等を明確に定めて事前審査を実施**すべき。（大谷構成員）
- **西村（暢）構成員の意見に賛同。**公正競争の確保のためにグループ内の分離が行われてきた経緯に鑑みれば、**公正競争に影響を与えるような再編に絞って行うことが効率的**であり、**NTTに限らず市場支配的な事業者を対象としてよい**のではないかと。（林構成員）
- グループ内の再編の審査について、行政のコストやスピード感を考慮すれば、**公正競争に影響を与える再編に限って審査すれば足りる**のではないかと。（高橋構成員）
- グループ内の再編は、水平合併や垂直合併など様々であり、公正競争に与える影響を丁寧に見ていくべき。また、対象については、**NTTだけでなく、MNOも規模が大きくなっていることを踏まえ、どの事業者まで審査の対象にするか考えるべき**。（大橋主査代理）
- グループ内の再編の審査について、**法的担保は必要**。（西村（真）構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 公正競争に与える影響の大きいNTT東西とNTTドコモの統合又はNTT東西がISP事業に進出することにつながるような再編を行う考えはなく、その禁止を法定化することも考えられるところ、**グループ内再編に係る事前審査までは不要**であり、市場検証会議において**事後的に検証し、仮に公正競争上問題があると認められる場合には、是正する仕組み**とすることで対応していくべき。なお、**当該検証は、電気通信市場全体の公正競争の確保という観点から、主要通信事業者全体を対象とすべき**。（NTT）

【事業者等からの主な意見（続き）】

- **政策的に分離・分割されてきたNTTグループの再編**については、一体経営の進行や規制の潜脱等が懸念されることから**特別な規律が必要**であり、電気通信事業者かどうかに関わらず、**NTT持株や旧分離会社**（NTT東西・NTTデータ・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・NTTコムウェア）に関する**再編は事前審査や認可の手続きを実施すべき**。なお、再編の形態については、例えば旧分離会社の資本関係に伴う再編や、事業移管による組織再編などが想定されるものの、**競争環境に影響を及ぼすか否かは個別具体的な審査が必要**。（KDDI、ソフトバンク）
- 電気通信市場と隣接するソリューション市場で強大な競争力を持つ**NTTデータとNTTドコモやNTT東西との合併が公正競争を阻害するおそれがある**ため、NTTグループからの資本分離が必要。（KDDI）
- NTTグループの再編については、**再編の形式・程度によらず**、当該再編が公正競争上の影響を及ぼし得る懸念があることから、**透明性・実効性のある事前審査が必要**。なお、「特別な資産」を承継していないNTTグループ以外の事業者におけるグループ内再編については、公正競争上の問題は生じ得ない。（楽天モバイル）
- 一部のMNOについて、事業譲渡によって、本来運用されるべき公正競争上の規律が適用されなくなった事例があり、**NTTに限らず、市場支配的事業者（第一種、第二種指定事業者）に係る合併、事業譲渡の際には、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることが必要不可欠**。（テレサ協）
- 公正競争の観点から規制する事項や規制対象を定めても、回避できる可能性があることから、**公正競争維持のためには事前の審査が必要**。（JAIPA）
- NTT持株の資本・人事管理の下で事業運営が行われており、各子会社間の業務の完全な分離には至っておらず、独占的シェアを有する光ファイバーと他の商品のセットにした営業、割引等の行為は**他社との競争上圧倒的に優位に立つこととなるため、これらを可能とする組織再編は予防されるような制度設計が必要**。（ケーブルテレビ連盟）

論点案の一覧① 【論点5-1】ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方 <次頁に続く>

(メタル固定電話の接続ルールの在り方)

- ① **メタル固定電話**については、NTTが独占的なシェアを占めるため、接続料の原価算定でLRIC方式（非効率性を排除するため仮想的なモデルに基づき費用算定する方法）が採用されるなど、**厳格な規律**が定められているところ、その中継網は**2025年1月までにPSTN（回線交換網）からIP網に移行予定**であり、また、そのアクセス網は**メタル回線設備を2035年頃を目途に縮退**せざるを得ないとNTTが表明する中で、**NTTからは、LRIC方式による接続料算定等の電話時代の規制・ルールは廃止すべき**との意見があった。

これに対し、**他事業者**からは、**LRIC方式**は、引き続き、**固定電話の接続料算定**（メタル固定電話以外を含む固定電話の単一の接続料の算定）や**ユニバーサルサービスの交付金算定**（メタル固定電話を用いたユニバーサルサービスのコスト算定）に**利用**されることから、**引き続き必要**との意見があったところ、メタル固定電話の契約数は、今後も縮小が見込まれるものの、今回の検討の射程である2030年頃では未だ約730万の残存が見込まれる移行期間中であること等を踏まえ、**メタル固定電話に関する接続ルールの在り方についてどう考えるか。**

(利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方)

- ② ネットワークの利用方法としては、「接続」と「卸役務」があり、相対契約を基本とする「**卸役務**」には、約款規制がないなど、**接続に比べて厳格な規制が課されていない状況**にあるが、**近年、「卸役務」の利用が拡大**する中で、公正競争の確保の観点からは、特に指定設備（固定:アクセス回線シェア50%超の者の設備、移動:端末シェア10%超の者の設備）を用いる**卸役務の適正性等の確保が重要**となっている。

指定設備を用いる卸役務については、これまでも、ガイドラインに基づく**卸料金の適正性の検証**、料金算定方法等の**情報提示義務の創設等**を行ってきたところ、サービスの柔軟性・多様性を担保する観点から**規律は最小限であるべき**との意見、**今後も規制の効果の厳格な検証が必要**との意見、**接続との代替性が不十分な卸役務には接続と同等水準の規制・検証が必要**との意見等を踏まえ、**今後の卸役務に関するルールの在り方についてどう考えるか。**

論点案の一覧① 【論点5-1】ネットワークの開放等に関する公正競争ルールの在り方〈続き〉

(5Gにおけるネットワーク開放の在り方)

- ③ **5G (SA)** は、5Gならではの機能（スライシング機能等）を実現するネットワークであり、その機能を開放してMVNOによる利用を実現することは、モバイル市場の競争促進にとって重要となるところ、現在、**複数の機能開放の類型が事業者間で協議**されている。

当該協議では、国際標準化の遅れ等により具体的な検討が進んでいなかったが、一部の類型については、関連する**国際標準化の目途**が立ったため、**今後、協議の進展が期待**される。更なる機能開放に向けて、**MNOは、まずはMVNOが実現を希望するサービスのイメージを具体化すべき**との意見、**MVNOは、MNOの情報開示が不足**しているとの意見があったこと等を踏まえ、**5G (SA) のネットワーク開放の在り方についてどう考えるか。**

(禁止行為規制① – 移動通信分野における規制の対象)

- ④ 移動通信分野における禁止行為規制は、二種指定事業者（端末シェア10%超のMNO）のうち収益シェアが一定以上の者に課され、現在、NTTドコモのみが規制対象となっているところ、当該規制対象については、**MNOはMVNOへの競争優位性が高いこと**、NTTドコモのシェアが低下し**大手三社間では差異がなくなっていること**等から、**NTTドコモに加えてKDDI、ソフトバンク等も対象とすべき**との意見があった一方、**NTTドコモは「特別な資産」を有するNTT東西と同じグループである点で事情が異なること**等から、**他のMNOは対象とすべきでない**との意見があったこと等を踏まえ、移動通信分野における**禁止行為規制の対象の在り方をどう考えるか。**

(禁止行為規制② – 規制の内容)

- ⑤ 禁止行為規制は、「**㊦接続関連情報の目的外利用・提供の禁止**」、「**㊩他の事業者への不当な優遇等の禁止**」、「**㊫製造業者等への不当な規律・干渉の禁止**」等が主な内容となっているところ、卸役務の利用が拡大し公正競争環境を確保する必要性が高まっている中で、**接続と同様に、卸役務についても情報の目的外利用を禁止すべき**といった意見があったこと等を踏まえ、**禁止行為規制の内容についてどう考えるか。**

論点案の一覧② 【論点5-2】線路敷設基盤の開放の促進等の在り方

（線路敷設基盤の開放の促進の在り方）

- ① 電柱・管路等の線路敷設基盤は、電気通信設備を設置するために必要不可欠であるため、現在、電柱・管路ガイドライン等による開放ルールが設けられているところ、電柱等に関してNTTの自社利用と他事業者の利用との間でリードタイムに差がある等、**線路敷設基盤の利用の同等性の確保について他事業者から懸念する意見があったこと、電柱等の利用実態を明らかにした上で検証すべき**との意見があったこと等を踏まえ、**線路敷設基盤の開放の在り方や利用の同等性確保に関する検証の必要性についてどう考えるか。**

（インフラシェアリング事業の促進の在り方）

- ② **電気通信事業者**が、回線設備を設置する電気通信事業を営む場合、長大な線路や多数の鉄塔等の設置が必要不可欠であり、これらが迅速に設置できないとサービスの提供の遅れに繋がるため、**認定を受ければ、土地収用法の手続よりも簡易な手続で他人の土地等の使用权（電気通信事業法の公益事業特権）の設定を受けることができることとされている。**

近年、ネットワークの効率的な整備を図るため、電気通信事業用の鉄塔等について、電気通信事業者以外の**インフラシェアリング事業者が設置し、複数の電気通信事業者が共用（インフラシェアリング）する場合が増加している状況等**を踏まえ、インフラシェアリングを促進する観点から、**当該鉄塔等が当該認定を受けた電気通信事業に使用されること等を担保した上で、当該インフラシェアリング事業者にも、電気通信事業法の公益事業特権を認めることとしてもよい**との意見があったところ、**この点についてどう考えるか。**

論点案の一覧③ 【論点5-3】市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方

（電報事業の規律の在り方）

- ① 電報事業は、信書の送達という観点では、信書便法上の特定信書便事業に該当するものであるが、電気通信事業法において、電報事業は、特例的に電気通信事業とみなした上で、NTT東西（国内電報）とKDDI（国際電報）の独占とし、②事業の休廃止に係る許可、④業務区域の変更に係る許認可、⑤料金について契約約款の変更認可（総括原価制）等の規律を課している。

近年、国内電報の利用はピーク時の96%減、国際電報の発着は1日1通程度である等、**大幅に利用が減少し、収支が悪化していることから、事業者から電報事業の規律の在り方について見直しを求める意見が出ているところ、その利用動向や代替手段の普及等の状況や、他の特定信書便事業者と同等の規制に緩和してよいのではないかとの意見が多かったこと等を踏まえ、電報事業の独占や許認可等の規律の扱いを含め、今後の国内電報事業・国際電報事業の規律の在り方についてどう考えるか。**

（メタル固定電話の料金規制の在り方）

- ② メタル固定電話については、その中継網は**2025年1月までにPSTN（回線交換網）からIP網に移行予定**であり、また、そのアクセス網は**メタル回線設備を2035年頃を目途に縮退せざるを得ないとNTTが表明**する中で、NTTからは、**メタル固定電話に係るプライスカップ規制（利用者料金の上限価格規制）について廃止すべき**との意見があった一方、構成員等からは、**料金の低廉性や適正性の確保、ユニバーサルサービス等の観点からも議論が必要**との意見があったことを踏まえ、メタル固定電話を引き続き**プライスカップ規制の対象とすることについてどう考えるか。**

（ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方）

- ③ **現在の電気通信事業法は、「設備（ハード）」と「機能（ソフト）」の一致を前提として、「設備」の物理的な設置に着目した規制体系**となっており、例えば、ネットワークの開放ルールも、「設備」間の物理的な接続に着目して構成している。また、**回線設備の設置の有無や媒介の有無に着目して規制内容に差異**を設ける体系となっており、電話サービスを前提に、隔地者間の通信を「回線設備」を設置して「媒介」する形態を主たる対象として構成している。

近年、ネットワークの仮想化・クラウド化等が進展し、これにより「設備」と「機能」の分離や、物理的な接続点が存在しない形での**他者設備の利用等の進展が想定される中で、現在の電気通信事業法の体系（設備と機能の一致、設備の物理的な設置、回線設備の設置や媒介行為の有無等に着目）の在り方について、公正競争の確保、サービスの安定的提供や利用者保護等の観点から、どう考えるか。**

論点（案）

（メタル固定電話の接続ルールの在り方）

- ① **メタル固定電話**については、NTTが独占的なシェアを占めるため、接続料の原価算定でLRIC方式（非効率性を排除するため仮想的なモデルに基づき費用算定する方法）が採用されるなど、**厳格な規律**が定められているところ、その中継網は**2025年1月までにPSTN（回線交換網）からIP網に移行予定**であり、また、そのアクセス網は**メタル回線設備を2035年頃を目途に縮退**せざるを得ないとNTTが表明する中で、**NTTからは、LRIC方式による接続料算定等の電話時代の規制・ルールは廃止**すべきとの意見があった。

これに対し、**他事業者**からは、**LRIC方式**は、引き続き、**固定電話の接続料算定**（メタル固定電話以外を含む固定電話の単一の接続料の算定）や**ユニバーサルサービスの交付金算定**（メタル固定電話を用いたユニバーサルサービスのコスト算定）に**利用**されることから、**引き続き必要**との意見があったところ、メタル固定電話の契約数は、今後も縮小が見込まれるものの、今回の検討の射程である2030年頃では未だ約730万の残存が見込まれる移行期間中であること等を踏まえ、**メタル固定電話に関する接続ルールの在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- **LRICは、非効率性の排除の観点から有効で、当面は使い続けることになるのではないか。**（高橋構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えだが、**今後、メタル設備を縮退**していくこと等を踏まえても、**電話時代の規制・ルール**（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は**廃止**すべき。（NTT）
- **音声市場は縮小傾向**にあるため、通信業界全体で**事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期**に来ており、**全事業者へのビル&キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要**だが、**LRICは、接続料算定だけでなく、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等重要な役割も果たしており、廃止することは適切でない。**（KDDI）
- 2025年1月のIP網移行後の接続料算定の一部（メタルIP電話）において**引き続きLRIC方式が用いられること**となっており、**実際費用方式による接続料算定における情報の非対称性や、第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除等の課題を解消するためには、今後もLRIC方式は有用であることから、廃止すべきではない。**（ソフトバンク）
- **LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられていることに鑑みれば、安定的な電気通信役務の提供の確保のための電話時代の規制・ルールの必要性は不変。**（楽天モバイル）

論点（案）

（利用拡大に対応した卸役務に関するルールの在り方）

- ② ネットワークの利用方法としては、「接続」と「卸役務」があり、相対契約を基本とする「**卸役務**」には、約款規制がないなど、**接続に比べて厳格な規制が課されていない状況**にあるが、**近年、「卸役務」の利用が拡大**する中で、公正競争の確保の観点からは、特に指定設備（固定：アクセス回線シェア50%超の者の設備、移動：端末シェア10%超の者の設備）を用いる**卸役務の適正性等の確保が重要**となっている。

指定設備を用いる卸役務については、これまでも、ガイドラインに基づく**卸料金の適正性の検証**、料金算定方法等の**情報提示義務の創設**等を行ってきたところ、サービスの柔軟性・多様性を担保する観点から**規律は最小限であるべき**との意見、**今後も規制の効果の厳格な検証が必要**との意見、**接続との代替性が不十分な卸役務には接続と同等水準の規制・検証が必要**との意見等を踏まえ、**今後の卸役務に関するルールの在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- **卸料金の長年の高止まりを踏まえて卸に関する規制を導入した経緯**があり、今後も市場検証の場で**規制の効果を厳格に検証していく必要があるのではないか。**（西村（暢）構成員、林構成員）
- 「**ひかり電話ネクスト**」について、競争環境への影響を踏まえて特定卸電気通信役務の対象とするかを議論しており、総務省において、NTTや関係事業者から**情報収集を行い、実態を精査すべきではないか。**（西村（暢）構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **卸は接続と異なり、相対契約を基本とするビジネスベース**であり、サービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、**規律は必要最小限**であるべき。（NTT）
- **卸電気通信役務は、本来ビジネスベースの自由な契約**により、多様なプレイヤーとの協業や価値創造等を促進し、市場の活性化に寄与するものであることから、**規律は必要最小限**であるべき。（KDDI）
- **市場独占性が存在し、接続との代替性が不十分な卸役務**については、ビジネスベースでなく**接続に準じた規制の適用の検討**が必要。具体的には、光サービス卸やひかり電話ネクスト卸等が規制を要する卸と考えられる。また、**透明性や適正性の確保**のため、卸料金の**原価（接続料相当額）との連動性、年度頭の料金改定及びコスト構造の異なる東西における別料金設定を実現**すべき。（ソフトバンク）
- NTT東西の第一種指定電気通信設備への接続の公平性及び「特別な資産」の提供の公平性が実効的に担保されていることを前提として、**卸については接続と異なりビジネスベース**であることから、**規律は最小限**であるべき。（楽天モバイル）
- 卸役務の**価格・条件の透明化、公平・無差別な提供の確保**が必要。**接続と同等レベルで規制・検証が必要**であり、**法制度化**すべき。（ケーブルテレビ連盟）
- **卸役務への規律**は、MVNOやFVNOが安定的に事業を行い、役務を利用者に提供するために必要不可欠な規律であり、**今後も維持されるべき。規律の対象役務や規律の内容**は、5G（SA）等、時代の変化に即して**継続的に見直されるべき。**（テレサ協）
- 光サービス卸は**接続と同等レベルで規制・検証がなされるべき。光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化が検討**されるべき。（JAIPA）

論点（案）

（5Gにおけるネットワーク開放の在り方）

- ③ **5G（SA）** は、5Gならではの機能（スライシング機能等）を実現するネットワークであり、その機能を開放してMVNOによる利用を実現することは、モバイル市場の競争促進にとって重要となるところ、現在、**複数の機能開放の類型が事業者間で協議**されている。

当該協議では、国際標準化の遅れ等により具体的な検討が進んでいなかったが、一部の類型については、関連する**国際標準化の目途**が立ったため、**今後、協議の進展が期待**される。更なる機能開放に向けて、**MNOは、まずはMVNOが実現を希望するサービスのイメージを具体化すべき**との意見、**MVNOは、MNOの情報開示が不足**しているとの意見があったこと等を踏まえ、**5G（SA）のネットワーク開放の在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- これまで**標準化が遅れていたため事業者間協議が進んでいなかったが、標準化の目途が立ったため、MNOが提供可能なサービスやMVNOが提供したいサービスが明確化され、今後は加速度的に事業者間協議が進む**のではないか。（高橋構成員）

【事業者等からの主な意見】

- 5G（SA）サービスの普及促進に向けては、ユースケースの創出を図りながら、ユーザニーズや技術的課題を踏まえつつ、必要な制度検討を進めていくことが重要。機能開放のあり方についても、上記と並行して、**MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化**した上で、**MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展**させていくことが重要。（NTT）
- **5G（SA）の機能開放の4類型**については、接続料研究会でも議論が行われており、当該報告書を踏まえつつ、今後においても、MVNOサービスの円滑な提供に向け、**MVNOと相互理解を深めながら、適時適切に情報提供などを行い真摯に協議に応じていく**考え。まずは、その協議状況について**注視することが適当**。なお、**フルMVNO（RANシェアリング）**については、広範な技術的課題が多くあり、**実現可能性から議論が必要**。（KDDI）
- MVNOに対しては5Gの機能開放に向け**前向きに対応中**。**ライトVMNO**（MNO提供のAPIを通じて仮想基盤スライスを利用する形態）について、MVNOがモニタリング等**一部機能を利用可能な提供形態を提示**し自主的に利用意向を確認。**L2接続相当**については要望事業者と接続方法等を協議中であり、実現時期についても**国際標準化の確定（2024年3月完了予定）を受けベンダ開発着手の目途が立つ想定**であることから、**具体的な提案が可能となる見込み**。**RANシェア**については、**無線リソースの制御等への影響と国際標準化が課題**との共通認識のもと、具体的な要望があれば検討を進める予定。（ソフトバンク）
- いずれの機能開放の形態においても、**MVNOが実現したいサービス提供イメージの具体化がまず必要**。サービス自体の提供イメージが定まらず、需要の有無がわからない機能開放の開発をMNOとしては進めることが難しいため、引き続きサービス提供イメージの具体化を促進する必要がある。（楽天モバイル）
- 現状では5G（SA）は**MNOが現に自社の利用者向けに提供していないものとして特定卸電気通信役務には指定されていない**。MVNO各社からは**5G（SA）の卸協議**について、卸元提供事業者（MNO）からの**情報開示不足や、国際標準化の遅れを理由とした具体的検討の停滞などの課題**が生じているとの声もあり、これらの**卸協議の状況の注視が必要**。また、MNOによる自社利用者への5G（SA）の提供が進んでいることを踏まえ、5G（SA）の特定卸電気通信役務への指定の要否やそのタイミングを検討すべき。（テレサ協）

論点（案）

（禁止行為規制①－移動通信分野における規制の対象）

- ④ 移動通信分野における禁止行為規制は、二種指定事業者（端末シェア10%超のMNO）のうち収益シェアが一定以上の者に課され、現在、NTTドコモのみが規制対象となっているところ、当該規制対象については、**MNOはMVNOへの競争優位性が高いこと**、NTTドコモのシェアが低下し**大手三社間では差異がなくなっていること等から、NTTドコモに加えてKDDI、ソフトバンク等も対象とすべきとの意見があった一方、NTTドコモは「特別な資産」を有するNTT東西と同じグループである点で事情が異なること等から、他のMNOは対象とすべきでないとの意見があったこと等を踏まえ、移動通信分野における禁止行為規制の対象の在り方をどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 移動通信分野の禁止行為規制適用事業者は、現在の競争状況に鑑みれば、NTT東西がフレッツ光の卸役務を提供し、固定通信サービスとスマートフォンのセット割引が競争上の強みとなる現在の競争状況を踏まえれば、**NTT東西と同じグループであるNTTドコモのみに禁止行為規制を課することは合理性があるのではない**。（林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTTドコモについて、携帯電話等の契約数シェアは、分社時には約6割だったが、現在は約4割以下（2023年9月末時点で35.2%）に減少しており、競争優位性がなくなってきており、また、**MVNOに対する影響力にMNO3社の差異はなく、NTTドコモのみに事前規制や事後的な検証を課されることは適当ではない**。（NTT）
- **禁止行為規制は市場支配力を根拠とした規律であり、市場支配力を有する電気通信事業者に指定されていない事業者に対しても規律を適用すべきとの見解は適当でない**。（KDDI）
- **収益シェアや、昨今のNTT東西や旧NTT分離会社との構造的な資本関係の高まりを踏まえれば、公正競争に影響を与える蓋然性が依然として高いため、NTTドコモへの禁止行為規制の維持が必要**。また、**他の第二種指定電気通信設備設置事業者**については、事情が異なること等から、**禁止行為規制の適用はあり得ない**。（ソフトバンク）
- **2020年のNTTドコモ完全子会社化により、NTTの独占性・巨大性の拡張を抑止する重要性が増しており、モバイルネットワークの基盤となる「特別な資産」の公平性を担保する観点からも、引き続き禁止行為規制をNTTドコモに課することが適当**。（楽天モバイル）
- 移動通信では**MNOがMVNOに対して高い交渉優位性**を保持しており、MVNOが公正競争環境のもと事業展開等を行うためには、二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、**現行のNTTドコモに加えて、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクに対しても禁止行為規制を早期に適用すべき**。（テレサ協）

論点（案）

（禁止行為規制②－規制の内容）

- ⑤ 禁止行為規制は、「**㊦接続関連情報の目的外利用・提供の禁止**」、「**㊧他の事業者への不当な優遇等の禁止**」、「**㊨製造業者等への不当な規律・干渉の禁止**」等が主な内容となっているところ、卸役務の利用が拡大し公正競争環境を確保する必要性が高まっている中で、**接続と同様に、卸役務についても情報の目的外利用を禁止すべき**といった意見があったこと等を踏まえ、**禁止行為規制の内容についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- 禁止行為規制のうち、**情報の目的外利用**について、**接続と卸役務に差があることには疑義**があり、卸役務の情報であっても目的外利用がなされれば公正競争にマイナスの影響を与えるため、**卸役務に関する情報の目的外利用も禁止されるべき**。（林構成員、大谷構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **卸情報の目的外利用があってはならないが、既存のガイドラインで禁止されていることに留意が必要**。（KDDI）

論点（案）

（線路敷設基盤の開放の促進の在り方）

- ① 電柱・管路等の線路敷設基盤は、電気通信設備を設置するために必要不可欠であるため、現在、電柱・管路ガイドライン等による開放ルールが設けられているところ、電柱等に関してNTTの自社利用と他事業者の利用との間でリードタイムに差がある等、**線路敷設基盤の利用の同等性の確保について他事業者から懸念する意見があったこと、電柱等の利用実態を明らかにした上で検証すべきとの意見があったこと等を踏まえ、線路敷設基盤の開放の在り方や利用の同等性確保に関する検証の必要性についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- まず、**電柱利用等の実態を明らかにすべき**。その上で、これまで電柱は市場検証の対象ではなかったため、**新たに市場検証の対象とすべきではないか**。（西村（暢）構成員、林構成員、高橋構成員）
- 特別な資産について、**メンテナンス等に相当なコストが必要**だと思うが、民間企業として経営される中で**どのように維持していくか議論が必要**。（大橋主査代理）

【事業者等からの主な意見】

- **特別な資産は引き続き公平・公正に提供し続けていく考え**だが、今後、イノベーションによって使用されなくなるものもあるため、必要なものは残しつつ効率化できるよう一定の柔軟性が必要。（NTT）
- **効率化は必要だが、自由な譲渡や売却は認めるべきでなく、慎重に議論すべき**。国民生活における通信の安心安全の確保を踏まえると**国のコントロールが必要**。（KDDI）
- **電柱・管路ガイドライン**は一定の役割を果たしているが、それでもなお**利用の拒否や審査に時間がかかる**といった問題が残っている。**整備計画・審査基準の情報開示、審査期間短縮、第三者による監査の制度化が必要**。（ケーブルテレビ連盟）
- NTTの電柱の利用に関し、**迅速性、透明性を高めていただきたい**。（JCOM）

論点（案）

（インフラシェアリング事業の促進の在り方）

- ② **電気通信事業者**が、回線設備を設置する電気通信事業を営む場合、長大な線路や多数の鉄塔等の設置が必要不可欠であり、これらが迅速に設置できないとサービスの提供の遅れに繋がるため、**認定を受ければ、土地収用法の手続よりも簡易な手続で他人の土地等の使用权（電気通信事業法の公益事業特権）の設定**を受けることができることとされている。

近年、ネットワークの効率的な整備を図るため、電気通信事業用の鉄塔等について、電気通信事業者以外の**インフラシェアリング事業者が設置し、複数の電気通信事業者が共用（インフラシェアリング）する場合が増加**している状況等を踏まえ、インフラシェアリングを促進する観点から、**当該鉄塔等が当該認定を受けた電気通信事業に使用されること等を担保した上で、当該インフラシェアリング事業者にも、電気通信事業法の公益事業特権を認めることとしてもよい**との意見があったところ、この点についてどう考えるか。

【構成員からの主な意見】

- 公益事業特権の付与は**他者の権利を制限する特別の権益を与えるものであるため、認定電気通信事業者に使用されることなど一定の担保をした上で、インフラシェアリング事業者に対しても公益事業特権を認めることとしてよい**のではないかと。（高橋構成員、相田構成員、林構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **シェアリング事業者が有する鉄塔等工作物**については、認定電気通信事業者である**移動通信事業者の基地局設置の用に供するもの**でもあり、**土地等の利用目的としては、移動通信事業者が利用する場合と同様**。シェアリング事業が新たな事業形態であることも勘案し、**シェアリング事業者に対しても、電気通信事業法における公益事業特権の適用が可能となるよう検討すべき**。（JTOWER）

論点（案）

（電報事業の規律の在り方）

- ① 電報事業は、信書の送達という観点では、信書便法上の特定信書便事業に該当するものであるが、電気通信事業法において、電報事業は、特例的に電気通信事業とみなした上で、NTT東西（国内電報）とKDDI（国際電報）の独占とし、㊦事業の休廃止に係る許可、㊧業務区域の変更に係る許認可、㊨料金について契約約款の変更認可（総括原価制）等の規律を課している。

近年、国内電報の利用はピーク時の96%減、国際電報の発着は1日1通程度である等、**大幅に利用が減少し、収支が悪化していることから、事業者から電報事業の規律の在り方について見直しを求める意見が出ているところ、その利用動向や代替手段の普及等の状況や、他の特定信書便事業者と同等の規制に緩和してよいのではないかとの意見が多かったこと等を踏まえ、電報事業の独占や許認可等の規律の扱いを含め、今後の国内電報事業・国際電報事業の規律の在り方についてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- ユニバーサルサービスとの関係を踏まえると、**独占を認めた上で料金認可等を一部緩和することもあり得るかもしれないが、基本的には現在の規律を維持するか否かの議論をしてもよいのではないか。**（高橋構成員）
- **国民生活に必要不可欠というには値しなくなっており、他の特定信書便事業者と同等の規制に緩和してよいのではないか。**（相田構成員）
- サービス提供は維持してほしいが、**特定信書便事業者と同等の規制に緩和することは合理的ではないか。ただし、事業の廃止については、事前にきちんと周知されるようにしてほしい。**（大谷構成員）
- **独占を維持する必要はなく、独占でなくなれば認可制もなくなるのではないか。**（大橋主査代理）
- 電報事業の見直しについて、**各構成員の意見に賛同。**（西村（真）構成員）

【事業者等からの主な意見】

- **国内電報について、代替手段の普及もあり利用が減少しているため、規制を見直してニーズを捉えた料金や提供条件を可能としていただき、他の特定信書便事業者と同等の条件で機動的に提供したい。**（NTT）
- **国際電報について、利用が激減し1日1通あるかないか程度で、かつて大口顧客の官公庁もここ数年の利用実績はないため、事業の位置付けを見直すため規制を緩和してほしい。**（KDDI）

論点（案）

（メタル固定電話の料金規制の在り方）

- ② メタル固定電話については、その中継網は**2025年1月までにPSTN（回線交換網）からIP網に移行予定**であり、また、そのアクセス網は**メタル回線設備を2035年頃を目途に縮退**せざるを得ないとNTTが表明する中で、NTTからは、**メタル固定電話に係るプライスカップ規制（利用者料金の上限価格規制）について廃止すべき**との意見があった一方、構成員等からは、**料金の低廉性や適正性の確保、ユニバーサルサービス等の観点からも議論が必要**との意見があったことを踏まえ、メタル固定電話を引き続き**プライスカップ規制の対象とすることについてどう考えるか。**

【構成員からの主な意見】

- プライスカップ規制は**利用者保護を目的**としており、料金の低廉性を確保する手段として意義があると思うが、**公正競争よりもユニバーサルサービスとの関係がより重要**であり、**ユニバーサルサービスWGで議論を進めてもよい**のではないかと。（林構成員）
- プライスカップ規制は、事業展開の支障になっているものではなく、**料金の低廉性の確保のための政策の選択肢の一つとして残しておくことが望ましい**のではないかと。（大谷構成員）
- プライスカップ規制は、メタル回線が縮退していく中で**見直しは必要**だが、**利用者にとっての低廉性だけでなく事業者にとっての適正性の観点もあり、両方を見ていく必要がある**。（大橋主査代理）
- **コスト高の地域の方が基本料金が安い**等、現在のNTTの基本料の体系がゆがんでいることも踏まえ、**基本料等の在り方も検討すべき**ではないかと。（相田構成員）

【事業者等からの主な意見】

- NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えだが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、**電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は廃止すべき**。（NTT）
- メタル0ABJ電話は現状でも約1,400万加入存在し、電話のみのニーズも依然高く、メタル縮退後も光等電話単体サービスへの円滑な移行を実現する上で不当な競争やNTT独占を排除する制度の維持が必要。プライスカップ規制は、**ユニバーサルサービスだけでなく公正競争の観点でも議論すべき**であり、**接続・卸役務において競争が機能し、接続・卸料金が低廉化していくことによって小売料金の低廉化が進むことを目指すべき**であり、今後、メタルが縮退した場合の光ファイバの接続料等も踏まえた上で、**包括的に検討すべき**。（ソフトバンク）

論点（案）

（ネットワークの仮想化・クラウド化等の進展を踏まえた規律の在り方）

- ③ **現在の電気通信事業法**は、「設備（ハード）」と「機能（ソフト）」の一致を前提として、「**設備**」の物理的な設置に着目した規制体系となっており、例えば、ネットワークの開放ルールも、「設備」間の物理的な接続に着目して構成している。また、**回線設備の設置の有無や媒介の有無に着目して規制内容に差異**を設ける体系となっており、電話サービスを前提に、隔地者間の通信を「回線設備」を設置して「媒介」する形態を主たる対象として構成している。

近年、ネットワークの仮想化・クラウド化等が進展し、これにより「設備」と「機能」の分離や、物理的な接続点が存在しない形での**他者設備の利用等**の進展が想定される中で、**現在の電気通信事業法の体系**（設備と機能の一致、設備の物理的な設置、回線設備の設置や媒介行為の有無等に着目）の**在り方について**、公正競争の確保、サービスの安定的提供や利用者保護等の観点から、**どう考えるか**。

【構成員からの主な意見】

- **設備とサービスが分離可能**となっており、その**現状に適したものに法律を見直す機運**が高まっている。（矢入構成員）
- 電気通信事業の規律は事業者間の「責任分界」が重要であり、今後、**物理的な接続点が存在しない形での利用形態等が出てくることを踏まえれば、事業者間の責任分界を明確化していくことが必要**となるのではないか。（相田構成員）
- **重要な論点**であり、**具体例を含めて議論**に供してほしい。（大橋主査代理）

【事業者等からの主な意見】

- 情報通信インフラは、**GAFAM等のプラットフォーム**によって、**コアネットワーク機能やクラウド基盤上での拠点間の通信サービスが提供されるようになり、レイヤーの垣根を越えた通信サービスが展開**されており、こうした市場変化を踏まえれば、**設備の設置者や国内の事業者間の競争のみに着目するのではなく、多様なプレイヤーが多様な形態で競争を行っている実態を反映した規制・ルールへ見直していくことが必要**。（NTT）
- 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」に着目した規制であり、**仮想化・クラウド化が進展しても「機能」の提供に変わりはなく、公正競争の確保、サービスの安定供給、利用者保護等の重要性は変わらない**。（KDDI）
- 市場支配力の源泉となる**NTT東西の保有する「特別な資産」とそれに付随するボトルネック性**が、NTTグループの一体化や**技術の進展（仮想化・クラウド化）**等によって、**現行規制の枠外にある設備に移転することはあり得る**。現行の設備を起点とした法制度で十分担保可能か継続的に検証することが適当。（ソフトバンク）
- **NTT東西の持つ「特別な資産」**は、**ネットワークの仮想化・クラウド化**といった環境変化に加え、**今後の5G時代**における電気通信市場及びその周辺市場（例えば、エッジクラウドを活用したICTソリューション等）の拡大により、**さらに重要性が高まることが想定**。「特別な資産」を活用した**NTTの独占性・巨大性の拡張を抑止**することが、公正競争の確保のため**不可欠**。（楽天モバイル）